

平成21年1月8日(木)

全国児童福祉主管課長・子育て応援特別手当関係課長会議

次 第

- 10:00～10:05 開会挨拶
- 10:05～12:00 子育て応援特別手当について
- 12:00～13:00 (休憩)
- 13:00～13:10 今後の少子化対策等について〔内閣府〕
- 13:10～13:40 安心こども基金(仮称)について
- 13:40～13:55 妊婦健診の公費負担の拡充について
- 13:55～14:10 21年度雇用均等・児童家庭局予算案について
- 14:10～14:20 緊急サポートネットワーク事業及びファミリー・サポート・センター事業について
- 14:20～14:30 (休憩)
- 14:30～16:00 児童福祉法等の改正及び施行について
- 16:00～16:25 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について
- 16:25～16:30 閉会挨拶

子育て応援特別手当Q & A (VER. 1)

【総論】

- 問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。
- 問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。
- 問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。
- 問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。
- 問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。
- 問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。
- 問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。
- 問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。
- 問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

【支給対象者】

- 問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。
- 問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。
- 問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。
- 問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。
- 問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。
- 問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。
- 問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。
- 問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。
- 問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。
- 問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。
- 問11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のままとされている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

問12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年12月31日までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能ですか。

問13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないということでしょうか。

問14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されますか。

問15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更はありませんか。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

【総論】

問1 子育て応援特別手当の目的及び効果は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から、平成20年度の緊急措置として、第二子以降の児童について、一人あたり3.6万円を支給するものです。

これにより、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものと考えています。

問2 子育て応援特別手当に用途の限定はあるのですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであるため、子育てに係る費用に充てられることを想定していますが、法令上、その用途について制限が設けられているわけではありません。

問3 市町村が行う子育て応援特別手当の法的性格は何ですか。

(答)

市町村からの贈与です。

問4 子育て応援特別手当の実施にあたり、市町村において条例等を整備する必要がありますか。

(答)

地域振興券の際と同様、要綱の制定をお願いします。

問5 子育て応援特別手当の支給に関し、住民基本台帳を活用することができる法的根拠は何ですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給に係る事務は市町村の自治事務であり、当該事務に住民基本台帳を活用することができる根拠は、住民基本台帳法第1条となります。

問6 児童手当においては、公務員の子については、各所属庁の長が支給事務を行っていますが、子育て応援特別手当については、公務員の子についても市町村が支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 子育て応援特別手当の支給対象となる子を小学校就学前3年間の子に限定した理由は何ですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当については、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（一律5千円を加算）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

問8 子育て応援特別手当の金額を3.6万円とした根拠は何ですか。

(答)

支給額については、住民税非課税世帯の保育所の自己負担額の基準等を勘案して設定したものです。

問9 子育て応援特別手当は、平成20年度限りの措置なのですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、「生活対策」の中で平成20年度の緊急措置として支給することとされたものであり、平成20年度限りの措置として位置付けられています。

【支給対象者】

問1 支給対象者の決定に係る基準日を平成21年2月1日とする理由は何ですか。

(答)

支給対象となる方の住民基本台帳からの抽出と支給申請までの間に住所地の異動が起こる可能性があることから、その期間をできるだけ短縮することを考慮して設定したものです。

問2 支給対象者を住基上の世帯主としたのはなぜですか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであること、市町村において住民基本台帳から把握することが可能であり、支給に係る事務負担の軽減となること等を総合的に勘案して決定したものです。

問3 第2子以降を把握する場合に、第1子を18歳以下からカウントすることとしたのはなぜですか。

(答)

今般の子育て応援特別手当は、多子世帯の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものですが、ほとんどの子が高校まで進学するという状況に鑑みれば、一般的に18歳に到達する年の年度末までは当該児童に稼得能力があるとは言えないことから、その手当の性格に鑑み、第2子以降の判定については、

- ① 18歳以下とし、
- ② 18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としたものです。

問4 第1子が5歳、第2子が2歳の場合、支給対象となりますか。また、第1子が5歳、第2子が4歳の場合は2人が支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に対し配慮する観点から支給するものであり、

- ・ 一般に、就労家庭か否かに関わらず、保育所又は幼稚園に子供が共通して通う年齢が小学校就学前3年間であること
- ・ 0～2歳の子については、別途、児童手当制度において乳幼児加算（月5千円）が行われていること

などを総合的に勘案し、その支給対象となる子を小学校就学前3年間としたところです。

このようなことから、前者の例については、支給対象となりません。後者の例については、第2子である1人が支給対象となります。

問5 第1子が20歳、第2子が12歳、第3子が5歳の場合、支給対象となりますか。

(答)

第2子以降の判定については、18歳以下とし、18歳以下の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある者としていることから、子育て応援特別手当の支給に関しては、18歳以下のうち2番目の子である第3子の子が支給対象となります。

問6 支給対象年齢の双子がいる場合、第2子だけが支給対象となるということですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問7 世帯主が子の親でない場合も世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当の支給については、対象世帯について子の監護の事実の認定を行うことは、過大な事務負担が生じかねないことから、市町村における事務処理を勘案し、子の親か否かにかかわらず、世帯主に支給することとしています。

問8 住民基本台帳において1世帯であれば、事実上、2つの世帯がある場合であっても、あくまで住民基本台帳の情報に基づき支給するのですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問9 住民基本台帳上、親は国内にいるものの、子が海外にいる場合は支給対象となりますか。

(答)

支給対象となる子は支給対象者である世帯主と同一世帯である必要があり、ご指摘のようなケースは支給されません。

問10 第1子が学校の寄宿舎に入舎しており、子育て応援特別手当の支給要件は満たすものの、住民基本台帳上は当該子の親の世帯に1子しか子がいないと表記されている場合は、支給対象となりますか。

(答)

子育て応援特別手当については、住民基本台帳の情報をもとに支給することを原則としていますが、ご指摘のような事例については、現に支給対象となりうる児童が世帯内にいるにもかかわらず支給対象としないことは適切でないと考えられることから、医療保険の被扶養者に係る被保険者証の写し等を添付して申請していただき、扶養の事実を確認することで、支給対象とすることとしています。

問 11 DV被害者に係る子であって、住民基本台帳上の世帯主がDV被害者の配偶者のま
まとなっている場合について、当該世帯主に支給するのですか。

(答)

子育て応援特別手当については、市町村の事務負担を軽減し、早期に実施するという観
点から、できる限りシンプルな仕組みとするために、基準日時点における住民基本台帳の
記録をベースに給付を行うこととしています。

DV被害者で別居している方については、加害者である配偶者等による住民基本台帳の
写しの閲覧や住民票の写しの交付等が制限される支援措置を活用し、実際に居住する住所
において住民登録をしていただくことを想定しています。

問 12 所得制限を設けた場合、その基準を平成21年所得（平成21年1月1日～同年1
2月31日までの所得）としている理由は何ですか。

また、市町村の判断により平成20年所得を所得制限の基準とすることは可能で
すか。

(答)

子育て応援特別手当の支給は、平成21年に行われることから、仮に、各市町村におい
て所得制限を設ける場合の基準となる所得については、平成21年の所得としたものです。
各市町村において、所得制限の基準を変更することは想定しておりません。

問 13 所得制限は、あくまで世帯主の所得で判定し、世帯主以外の所得は勘案しないとい
うことでいいですか。

(答)

ご指摘のとおりです。

問 14 所得制限を設けない場合であっても、国の交付金は給付費全額について交付されま
すか。

(答)

交付されます。

問 15 仮に年度内に支給が完了しない場合であっても、支給対象となる子の範囲に変更は
ありませんか。

(答)

変更は予定していません。

【申請及び支給】

問1 支給申請の受付開始は平成20年度内でなければならないのですか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問2 平成20年度内から申請を受け付けたとしても、実際の支給は平成21年度となっても構いませんか。

(答)

市町村には、可能な限り、年度内の支給開始を目指していただきたいと考えていますが、最終的には各市町村の御判断によることとなります。

問3 支給申請を郵送で受け付けることも可能ですか。

(答)

可能ですが、適切な本人確認、二重支給の防止が確保できることが必要となります。

問4 児童手当を受給している方については、児童手当に係る受給者台帳を活用し、申請を求めずに支給することも可能ですか。

(答)

本人の受領の意思を確認するため、また、児童手当の受給者台帳を本人の同意なく活用することは、目的外使用となることから、子育て応援特別手当の支給においては申請をしていただくことを想定しております。

問5 事前に世帯主あてに通知を行う必要がありますか。

(答)

住民基本台帳から抽出した情報に基づき子育て応援特別手当の支給対象となる世帯主に事前に通知する方法、定額給付金の案内に同封する形で市町村内の全世帯にお知らせする方法、広報、保育所・幼稚園等を通じた周知を行う方法などから、各市町村が効率的である各種の方策を選択していただくことを想定しています。

問6 支給事務において、児童手当・国民健康保険等のデータを使用することは可能ですか。

(答)

子育て応援特別手当の申請時において、市町村が保有する公簿の確認について同意をいただくことで参照が可能です。

問7 振り込み口座は世帯主の口座に限定されますか。口座が本人名義であることの確認は必要ですか。

(答)

振り込み口座は世帯主の口座に限定はしない方向で検討中です。また、口座の確認は、通帳のコピー等を提示していただくことにより確認することを想定しています。

【その他】

問1 子育て応援特別手当は課税されますか。

(答)

子育て応援特別手当の所得税・個人住民税上の取扱いは、一時所得とされ、これには50万円の特別控除額があるため、他に一時所得がない場合には、一般的には課税所得は発生しないものと考えられます。

なお、定額給付金については、平成20年末にとりまとめられた与党税制改正大綱において、非課税とすることとされたところです。

問2 子育て応援特別手当は、生活保護の収入として認定されますか。

(答)

収入認定除外とする方向で検討中です。

問3 事務効率、住民利便の観点から、案内、申請書、支払いを定額給付金と一体的に処理することは可能ですか。

(答)

可能です。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 政令の改正について

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、政令について、所要の規定の整備を行うもの。

II 改正概要

1 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の改正

児童福祉法

第六条の二 この法律で、児童自立生活援助事業とは、第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施に係る義務教育終了児童等（義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、第二十七条第一項第三号に規定する措置のうち政令で定めるものを解除されたものその他政令で定めるものをいう。以下同じ。）につき第三十三条の六第一項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて第二十五条の七第一項第三号に規定する児童自立生活援助の実施を解除された者につき相談その他の援助を行う事業をいう。

②～⑧ （略）

<内容>

児童福祉法第6条の2第1項は、児童自立生活援助事業の利用形態の見直しや対象年齢の引き上げに伴い、引用している条項や対象年齢に関する部分について、改正を行ったものである。

(1) 政令で定める措置は、従来から、児童を里親に委託する措置又は児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置とされている。

改正法により、小規模住居型児童養育事業が創設されたことに伴い、これに「小規模住居型児童養育事業を行う者に委託する措置」を追加する。（児童福祉法施行令第1条第1項関係）

(2) 政令で定める者は、改正法により児童自立生活援助事業の対象年齢を原則20歳未満まで引き上げられたことに伴い、「児童又は児童以外の満二十歳に満たない者のうち、(1)に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事が当該者の自立のために児童福祉法第三十三条の六第一項に規定する援助及び生活指導並びに就業の支援が必要と認めたもの」とする。（児童福祉法施行令第1条第2項関係）

児童福祉法

第三十四条の十五 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親となることができない。

一・二 (略)

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 (略)

② (略)

<内容>

児童福祉法第三十四条の十五は、養育里親の欠格要件を定めたものである。このうち、罰金の刑に処せられた場合に養育里親の欠格要件に該当する法律を、以下のとおり定める。（児童福祉法施行令第34条関係）

- ① 社会福祉法
- ② 児童扶養手当法
- ③ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
- ④ 児童手当法

2 その他所要の規定の整備

III 施行日

平成21年4月1日

全国児童福祉主管課長・子育て応援
特別手当関係課長会議
(内閣府)

平成21年1月8日

内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)

少子・高齢化対策第一担当

目 次

1. 新しい少子化社会対策大綱の策定について 1
2. 平成21年度少子化社会対策関係予算案のポイント 6

新しい少子化社会対策大綱の策定について

1. 趣旨

○少子化社会対策基本法に基づいて策定された「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）は、策定後5年を経過することから、平成21年中に見直しを行い、新しい大綱を策定する。

2. スケジュール

平成20年12月24日 少子化社会対策会議において、大綱見直しの方針について決定。

平成21年1月～ 少子化対策担当大臣の下、「ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム」（別添参照）において、新しい少子化社会対策大綱の案の作成に資するための議論を開始。

年内(予定) 少子化社会対策会議において、新大綱(案)を決定。新大綱を閣議決定。

(参考) 少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定) 抄

(5) 大綱のフォローアップ等

本大綱については、施策の進捗状況とその効果、出生率の動向等を踏まえ、毎年フォローアップを実施していくとともに、おおむね5年後を目途に見直しを行うこととする。

ゼロから考える少子化対策プロジェクトチームについて

〔平成 20 年 12 月 24 日
内閣府特命担当大臣決定〕

1 趣旨

「新しい少子化社会対策大綱の案の作成方針について」（平成 20 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）に基づき、新しい少子化社会対策大綱の案の作成に資するため、ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

2 構成

- (1) プロジェクトチームは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) プロジェクトチームは、必要に応じて、有識者、関係行政機関の職員その他の者の参加を求めることができる。

3 公開

- (1) プロジェクトチームの会合は、原則、公開とする。
- (2) 会合終了後、議事録を作成し、これを公開する。

4 庶務

プロジェクトチームの庶務は、内閣府少子化対策推進室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関する事項その他必要な事項は、少子化対策推進室長が別に定める。

(別紙)

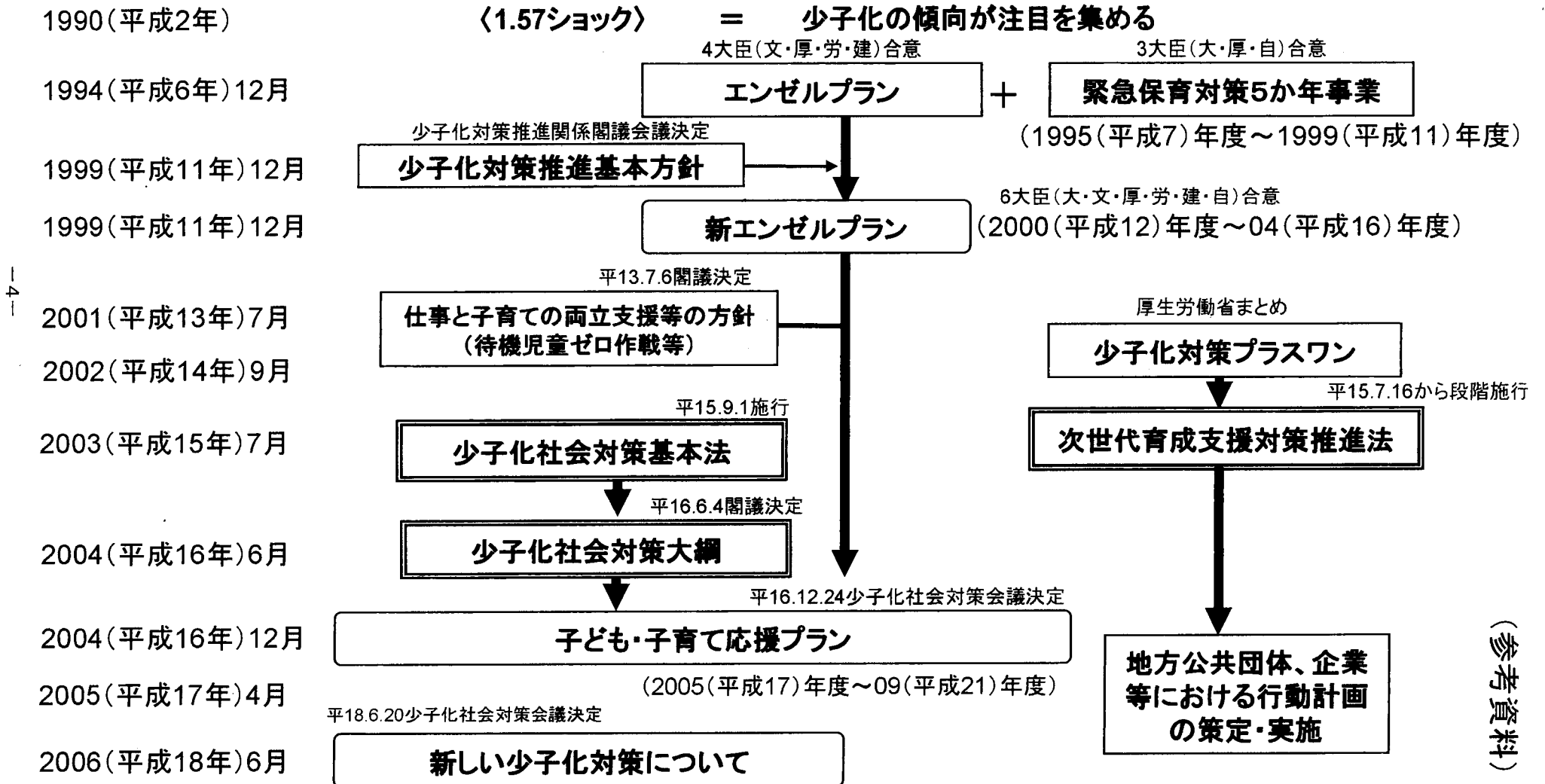
ゼロから考える少子化対策プロジェクトチーム 構成員名簿

安藤 哲也	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
勝間 和代	経済評論家
松田 茂樹	第一生命経済研究所主任研究員
宮島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
佐藤 博樹	東京大学社会科学研究所教授 (少子化社会対策推進点検・評価検討会議座長)

少子化対策の取組

これまでの少子化対策

- 1990年の「1.57ショック」を契機に、政府は少子化を「問題」として認識。90年代半ば以降、エンゼルプラン(1995～1999年度)、新エンゼルプラン(2000～2004年度)を策定・推進。
- 「少子化社会対策基本法」(2003年制定)に基づき、2004年に「少子化社会対策大綱」とその具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」(2005～2009年度)を策定。「次世代育成支援対策推進法」(2003年制定)を施行。
- 2006年6月20日、「新しい少子化対策について」を決定。
- 2007年12月27日、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を決定。



(参考資料)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略以降の動き

2007(平成19年)12月

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章

仕事と生活の調和推進のための行動指針

2007(平成19年)12月

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平19.12.27少子化社会対策会議決定

【車の両輪】

- ・仕事と生活の調和の推進
- ・包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

(参考)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議
【分科会】

- 1 基本戦略分科会
- 2 働き方の改革分科会
- 3 地域・家族の再生分科会
- 4 点検・評価分科会

2008(平成20年)2月

「新待機児童ゼロ作戦」について

2008(平成20年)5月

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方

【「社会保障審議会 少子化対策特別部会とりまとめ」

・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの。

2008(平成20年)7月

仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項

【仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議】

2008(平成20年)7月

5つの安心プラン ③未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

2008(平成20年)11月

社会保障国民会議最終報告

平成21年度少子化社会対策関係予算案のポイント

1. 平成21年度予算案の総額 1兆6,181億円

※ 計数については、整理上、変動がありうる。

- 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するため、少子化社会対策関係予算については、平成20年度(1兆5,714億円)と比べて467億円(約3%)の増となっている。
- 少子化社会対策については、昨年12月の「子どもと家族を応援する日本」重点戦略や、本年11月の「社会保障国民会議」最終報告において、“未来への投資”として、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備」と「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」を“車の両輪”として取り組むべきものとされている。
- また、昨年12月に制定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「行動指針」に基づき、具体的な取組が求められている。
- さらに、「安心実現のための緊急総合対策」(平成20年度第1次補正予算)、「生活対策」(平成20年度第2次補正予算案)も含め、少子化社会対策を総合的に推進する。
- なお、本年12月24日に、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」が閣議決定されたところである。

2. 予算案のポイント

※ () 内は平成20年度予算額

[1] 保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等

I 新待機児童ゼロ作戦の推進

[待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大]

- ・待機児童解消を目指し、民間保育所における受け入れ児童数の増を図るとともに、第3子目以降の保育料を無料とする。【厚生労働省 3,475億円(3,482億円)】

《参考》

[安心こども基金(仮称)の創設]

- ・子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に安心こども基金(仮称)を創設する。

【厚生労働省・文部科学省 1,000億円(平成20年度第2次補正予算案)】

[多様な保育サービスの提供]

- ・家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。【厚生労働省 551億円(528億円)】
- ・預かり保育を実施する、あるいは子育て支援活動を推進する私立幼稚園に対し助成を行う都道府県に対して補助する。【文部科学省 46億円(46億円)】

〔総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進〕

- ・放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

【文部科学省(委託事業分)1.3億円(補助事業分)143億円の内数(78億円)】

【厚生労働省 235億円(187億円)】

- * 放課後子ども教室:すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。平成21年度においても、全国すべての小学校区での実施に向け、必要な支援措置を講じる。
- * 放課後児童クラブ:「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

II 育児不安を抱える家庭等すべての家庭への支援

〔すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実〕

- ・様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に参画する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等への対応のためのモデル事業の実施、子育て支援拠点について身近な場所への設置促進と機能拡充、また、地域の利便性の高い多様な場における一時預かりの推進など、地域の子育て支援の推進を図る。

【厚生労働省 551億円(547億円)】

〔虐待を受けた子ども等への支援の強化〕

- ・乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図る。
- ・児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。
- ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の推進や里親支援体制の充実を行うとともに、児童養護施設等における小規模ケアの推進や幼稚園費の創設などを行うほか、施設を退所した児童等の就業・生活支援を目的とした児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)等を推進する。

【厚生労働省 877億円(804億円)】

- ・知的障害児施設等において、虐待等を受けた児童等に対する適切な援助体制を整備するため、新たに心理療法担当職員や看護師の配置加算を行い、社会的養護機能の充実等を図る。

【厚生労働省 617億円(642億円)】

〔発達障害者支援等の充実〕

- ・発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成やその実施状況及び評価を行うなど、支援の体制を構築する。

【厚生労働省 2.2億円(2億円)】

〔地域における家庭教育支援基盤の形成〕

- ・「訪問型家庭教育支援チーム」の設置等、家庭教育支援基盤形成の促進。

【文部科学省(委託事業分)3.5億円(12億円)(補助事業分)143億円の内数(新規)】

〔出産等に係る経済的負担の軽減〕

- ・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げること等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。【厚生労働省 79億円】

〔母子保健医療の充実〕

- ・不妊治療や妊産婦ケアセンター(仮称)への支援、また、小児の慢性疾患等への支援などにより母子保健医療の充実を図る。【厚生労働省 193億円(184億円)】

〔周産期医療の充実〕

- ・出産前後の集中管理が必要な母体及び胎児、新生児に関する周産期医療体制の充実を図るため、総合周産期母子医療センターへの母胎搬送コーディネーターの配置や、地域周産期母子医療センターの運営等への財政的支援を行う。【厚生労働省 13億円(9.5億円)】

〔妊婦健診公費負担の拡充〕

- ・妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。【厚生労働省 790億円(平成20年度第2次補正予算案)】

〔子育て応援特別手当の支給〕

- ・平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第2子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。【厚生労働省 651億円(平成20年度第2次補正予算案)】

〔社会課題対応等中小商業再生事業〕

- ・商店街振興組合等が一体となって行う商業活性化への取組のうち、空き店舗を活用した育児施設の設置・運営等に係る事業に要する経費への補助を行う。【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)】

〔子どもの事故防止対策の推進〕

- ・子どもの事故の未然防止に向けて、病院や保護者等から事故情報の収集を行い、有識者による分析等を実施する(安全知識循環型社会構築事業)。また、子どもの安全の向上や健やかな成長につながる製品や活動の表彰を行う(19年度からキッズデザイン賞表彰開始)。【経済産業省 0.8億円(1.2億円)】

Ⅲ 兄弟姉妹のいる家庭等への支援

〔幼稚園等の保護者負担の軽減〕

- ・幼稚園に通う幼児を持つ保護者の負担の軽減を図る。特に、兄弟姉妹のいる家庭については、第3子以降の保育料等の無償化等を図る。【文部科学省 204億円(192億円)】
- ・保育所における第3子目以降の保育料を無料とする。【厚生労働省(再掲)】

〔教育費負担の軽減〕

- ・独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を推進する。
- ・私立学校が行う経済的に修学困難な学生等への授業料減免措置等に対し支援する。【文部科学省 1,341億円(1,335億円)】

〔住宅における支援〕

- ・子育て世帯へも供給可能な借上公営住宅制度、地域優良賃貸住宅制度の拡充【国土交通省】

IV 児童生徒の社会保障に関する理解を深めるための取組

〔児童生徒の社会保障に関する理解〕

- ・小・中学校の学習指導要領の改訂(平成20年3月)を踏まえ、その趣旨・内容を周知徹底するための取組を行う。【文部科学省 2.3億円(4億円)】

〔2〕仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

〔「カエル・ジャパン」キャンペーンの推進等・「仕事と生活の調和推進企業ネットワーク」(仮称)の構築〕

- ・「カエル！ジャパン」キャンペーンを推進し、仕事と生活の調和が実現した社会の姿、実現のための課題、関連する施策について、広く国民に啓発・情報提供を行う。
- ・仕事と生活の調和の実現のために不可欠な企業等の取組を促すため、企業の推進者が集まる場を設ける。

【内閣府 0.3億円(新規)】

〔労働時間等の見直しに向けた取組の促進〕

- ・業界団体による業種の特性に応じた「仕事と生活の調和推進プラン」の策定を支援するとともに、相談・助言を行う「仕事と生活の調和アドバイザー(仮称)」の養成等を図る。また、労働時間が長い事業場を対象とした重点的な監督指導等を実施する。

【厚生労働省 31億円(27億円)】

〔育児・介護休業制度の拡充〕

- ・育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のためのモデル事業を実施する。

【厚生労働省 46億円(38億円)】

〔中小企業における次世代育成支援対策の推進〕

- ・次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

【厚生労働省 7.8億円(0.5億円)】

〔マザーズハローワーク事業の拡充〕

- ・マザーズハローワーク事業の拠点を拡充(108か所→148か所)するとともに、子育て支援ネットワークの強化、求人者への助言・指導等による仕事と子育てが両立しやすい求人の確保・母子家庭への母等の支援機関への出張相談、託児付セミナーの開催等を実施する。

【厚生労働省 21億円(20億円)】

〔フリーター等正規雇用化プランの推進や、ニート等の若者の職業的自立の支援〕

- ・就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等を重点に、職業相談、職業紹介から職場定着までの一貫した支援を集中的に実施し、また、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度や年長フリーター等を積極的に正規雇用する事業主への奨励金の活用とともに、実践的な職業訓練等を実施する。また、若者の応募機会の拡大について、事業主への指導強化とともに、相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する。
- ・ニート等の若者に対する地域の支援拠点である、地域若者サポートステーション事業の拡充を図るとともに、若者自立塾事業を実施し、職業的自立支援を推進する。

【厚生労働省 478億円(334億円)】

〔テレワークの普及促進〕

- ・産学官協働の下設立されたテレワーク推進フォーラムと連携し、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に基づき、共同利用型システム等に関する実証実験、地域でテレワークを実施する事業者への支援、テレワーク相談センターの体制整備、公共施設・民間企業におけるテレワーク環境の整備・推進策の検討、セミナーやシンポジウム等の普及啓発活動等を各省で総合的に行う。

【総務省 3億円(2.9億円)】

【厚生労働省 0.7億円(0.7億円)】

【経済産業省 42億円の内数(30億円の内数)(再掲:社会課題対応等中小商業再生事業)】

【国土交通省 0.5億円(0.7億円)】

全国児童福祉主管課長

・子育て応援特別手当関係課長会議

平成21年1月8日(木)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

目 次

I. 子育て応援特別手当について	1
II. 今後の少子化対策等について [内閣府]	(別冊)
III. 安心こども基金 (仮称) について	29
○ 安心こども基金 (仮称) の概要	31
○ 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金) について (案)	38
IV. 妊婦健診の公費負担の拡充について	51
○ 妊婦健康診査の現状について	53
○ 妊婦健康診査臨時特例交付金 (仮称) の概要	54
○ 平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金 (妊婦健康診査支援基金) について (案)	59
V. 21年度雇用均等・児童家庭局の予算案について	69
VI. 緊急サポートネットワーク事業及びファミリーサポートセンター事業について	83
VII. 児童福祉法等の改正及び施行について	89
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律概要	91
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容	92
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 政令の改正について	(別冊)
○ 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について	99
○ 里親関係	135
○ 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 及び児童自立 生活援助事業 (自立援助ホーム) の単価の考え方について	228
○ 被措置児童等虐待について	229
○ 児童福祉行政指導監査について	271

VIII. 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について . . .	297
○ 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案) (概要)	299
○ 次世代育成支援のための新たな制度体系の検討について . . .	320
○ 少子化対策特別部会及び保育事業者検討会の経過	321
○ 保育事業者検討会開催要綱及び名簿	322
○ 参考資料集 (抜粋)	324
○ 社会保障審議会少子化対策特別部会における検討の 状況について	345
IX. その他	347
○ 国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に 係る留意点等について	349

I . 子育て応援特別手当について

議題①子育て応援特別手当について

- この資料は、先日お送りした「たたき台」をもとに作成したものです。
- 内容については、今後の検討によって、変更がありうるものです。
- 今後、地方公共団体のご意見等を伺いながら、整理してまいります。

子育て応援特別手当 目次

資料 1	「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）	5
資料 2	「子育て応援特別手当」の支給について（概要）	9
資料 3	子育て応援特別手当の支給対象となる子について	10
資料 4	子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ	11
資料 5	子育て応援特別手当に係る資金の流れ（イメージ）	13
資料 6	申請書のイメージ	14
資料 7	子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方	15
参考資料	定額給付金事務説明会 資料	19

「子育て応援特別手当」の実施について（たたき台）

※下線部は 12 月 5 日送付版からの変更点

〔趣旨〕

平成 20 年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前 3 年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3. 6 万円の「子育て応援特別手当」を支給する。

1. 実施主体

市町村（特別区を含む。）とする。

2. 対象となる子の範囲

世帯に属する 3 歳以上 18 歳以下の子（平成 2 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日生まれまでの子。特別手当支給基礎児童）（兄弟姉妹に限らない。また、世帯が異なるものの、扶養している子等を含む。）が 2 人以上おり、かつ、就学前 3 学年、すなわち、平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間に生まれた子がいる場合であって、特別手当支給基礎児童のうち第二子以降の平成 14 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日までの間の生まれの子であって、以下のいずれかの要件に該当する子を支給対象とする。

① 住民基本台帳に記録されていること

② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者

・ 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

3. 支給対象者

対象となる子の属する世帯の世帯主であって、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

- ① 住民基本台帳に記録されていること
- ② 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること
 - ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者
 - ・ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

4. 支給の基準日

支給基準日（平成21年2月1日）時点における住民基本台帳上の住所地を基準として、当該市町村が支給を行う。

5. 所得が高い者の取扱い

所得の多寡に応じ、給付の差異を設けないことを基本とするが、各市町村の判断により、世帯主の所得が一定の基準額（基準額の下限は1,800万円）以上である場合について、当該世帯主に対し「子育て応援特別手当」（以下「特別手当」という。）を支給しないこととすることができることとする。

なお、市町村は、特別手当の支給に当たり、一定の考え方に基づき、受給の辞退を呼びかけることができる。

<手続イメージ>

- ① 特別手当の支給申請時において、次に掲げる事項について同意を得た上で、支給決定。
 - (ア) 平成21年所得を確認するため、後日、世帯主の収入の状況等を把握するため、税情報を閲覧又は取得することがあり得ること
 - (イ) 世帯主に係る平成21年所得が市町村の定める基準額を超えた場合にあっては、特別手当を返還すること。
- ② 平成21年所得が確定した後、当該世帯主に係る平成21年所得について、税情報により確認し、当該所得が市町村の定める基準額を超えていた場合、特別手当の返還を請求する。

5. 支給額

3. 6万円を一時金として支給する。

6. 支給方法

原則として口座振り込みにより支給する（場合によっては、現金支給による支給も可）。

7. 支給事務フロー

<事務イメージ>

- ① 市町村は、住民基本台帳のデータから、平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれの子が2人以上おり、かつ、平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子がいる世帯を抽出し、後者の子のうち、年齢順に2人目以降となる人数を抽出。
- ② 市町村は、特別手当の支給案内を実施。
- ③ 申請者は、支給対象となる子の氏名、性別、生年月日、住所を記載する。
- ④ 市町村は、申請書に記載された子の人数と台帳の子の人数との照合を行い、手当を支給する。

8. 支給開始日等

支給開始日は、市町村において決定する（可能な限り、年度内の支給開始を目指すものとする）。

申請期限については検討中（申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内）。

9. 事業形式

市町村の事業に対する補助事業として実施する。

10. 経費負担等

事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、交付金を交付する（事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）。

事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する（経理が明確になれば、市町村において特別会計の設置等は必要ない）。

「子育て応援特別手当」の支給について(たたき台概要)

議題①子育て応援特別手当について
資料2

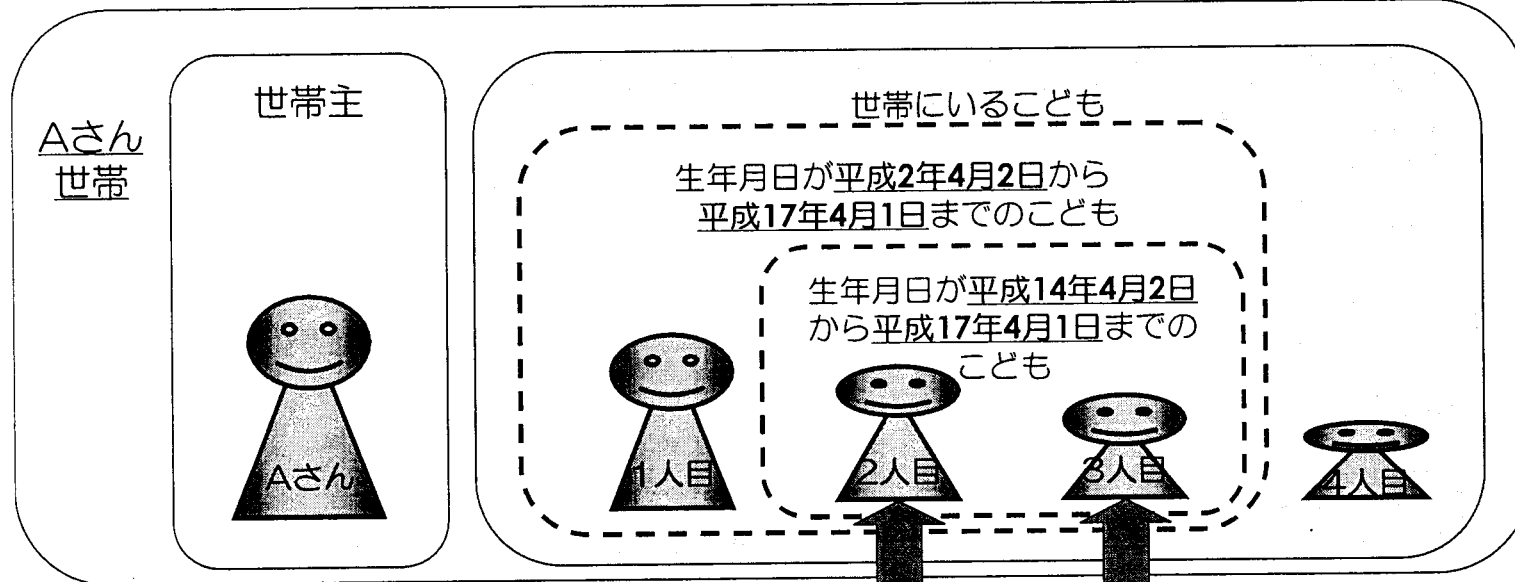
平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

(内容)

- 支給対象となる子:平成20年度において小学校就学前3年間に属する子、すなわち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれ(平成20年3月末において3~5歳の子)であって、第2子以降である児童(170万人程度)
 - ※ 第2子以降の判定については、高校卒業(18歳)までの子を基礎とする。
 - ※ 外国人については、外国人登録原票に登録されている者であって、正規在留者に限る(短期滞在の在留資格を除く)。
- 支給額 :支給対象児童一人につき3.6万円
- 支給先 :支給対象となる子の属する世帯の世帯主
(住民基本台帳、外国人登録原票の情報を活用)
- 所得制限 :所得制限を設けるか否かは各市町村がそれぞれの実情に応じて判断。
所得制限を設ける場合の下限は、定額給付金と同様、1,800万円とし、所得制限の判定は、世帯主の個人所得により判定する(世帯所得の合算はしない)。
- 支給手続 :各世帯主による申請に基づき支給する。
- 予算額(案) :総額651億円(給付費616億円、事務費35億円)(全額国庫負担)
 - ※ 平成20年度第二次補正予算案に計上

子育て応援特別手当 (Aさん、Bさんの場合)

議題①子育て応援特別手当について
資料3

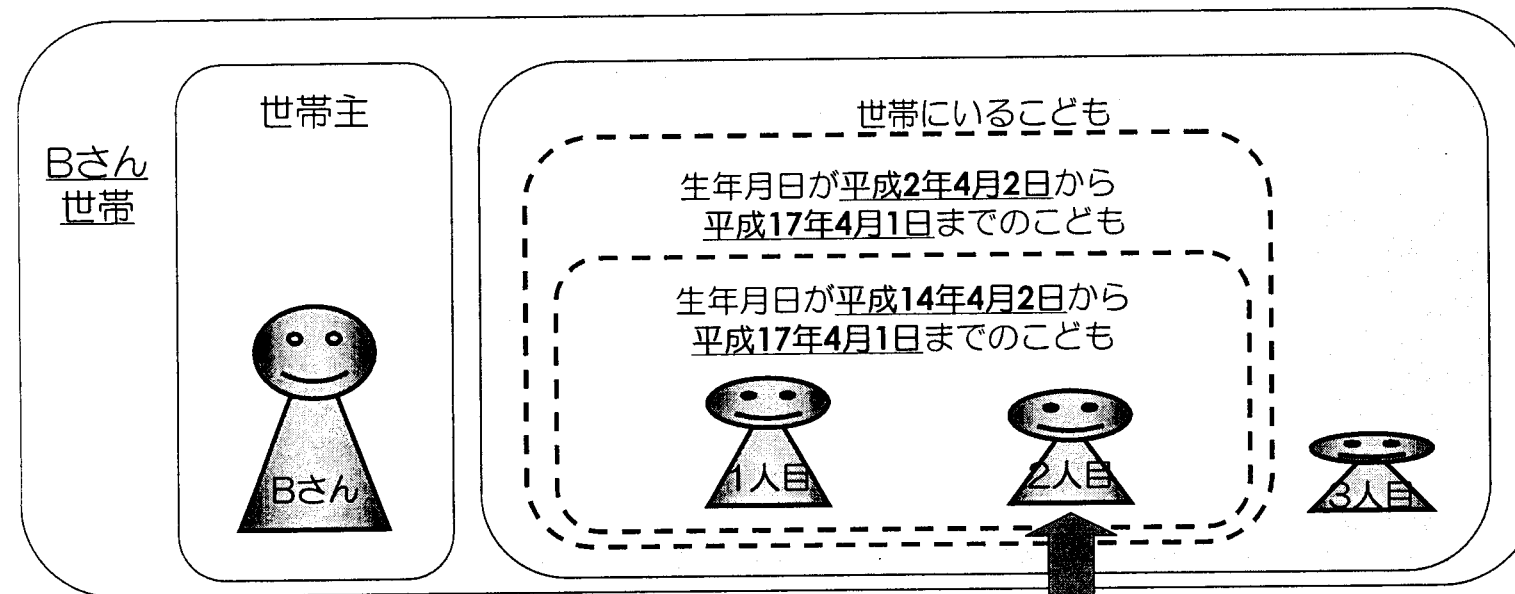


Aさんへの子育て
応援特別手当

3.6万円×2人＝

7.2万円

手当の対象となるこども



Bさんへの子育て
応援特別手当

3.6万円×1人＝

3.6万円

手当の対象となるこども

子育て応援特別手当の申請・支給事務フローイメージ

議題①子育て応援特別手当について
資料4-1

市区町村

申請書等郵送
広報誌、保育所・幼稚園等を通じ広報、申請書の備え付け

住民

申請書等受領

世帯主等が市町村に対して申請(郵送も可)

【申請に必要な書類】

①子育て応援特別手当支給申請書

- ・申請者の氏名等の記載
- ・世帯に属する子の氏名等の記載
- ・支給対象となる子の人数の記載
- ・振込先口座の記載及び口座通帳のコピー

②本人確認書類

- ・運転免許証、住基カード、パスポート、外国人登録証明書等

※ 代理申請の場合は医療保険被保険者証など世帯主との関係を証する書類)

(注)所得制限を行う市町村においては、課税情報を閲覧等すること、所得制限基準額を超えた場合は子育て応援特別手当につき返還することについて同意を得る。

市区町村

<支給要件の審査>

- ①本人確認、振込先口座の記載漏れのチェック
- ②受給者台帳との突き合わせ(又は受給者台帳への追記)

支給決定通知・振り込み通知

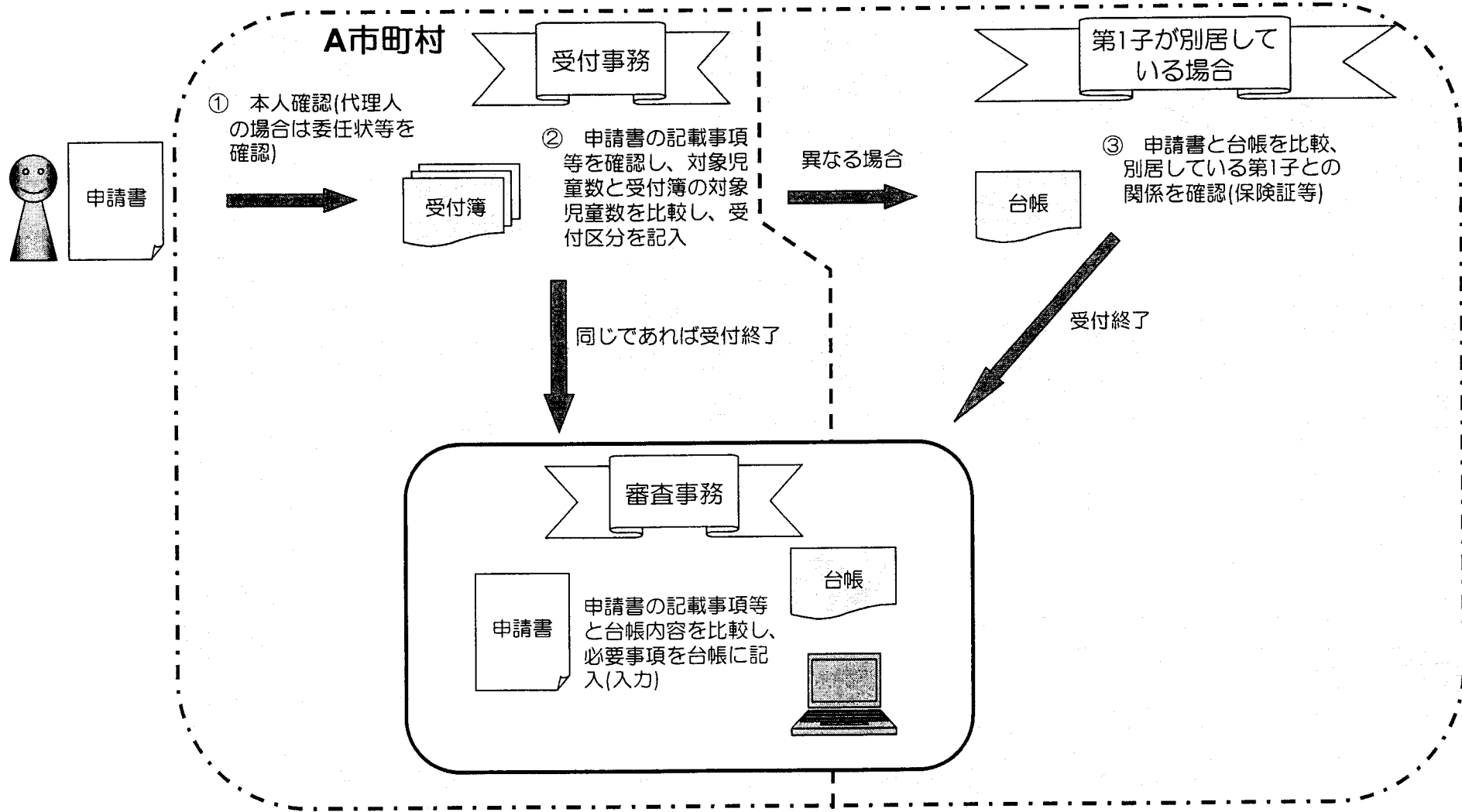
受給者台帳の
チェック

口座振り込み

子育て応援特別手当支給完了

受付・審査事務 標準的な処理イメージ

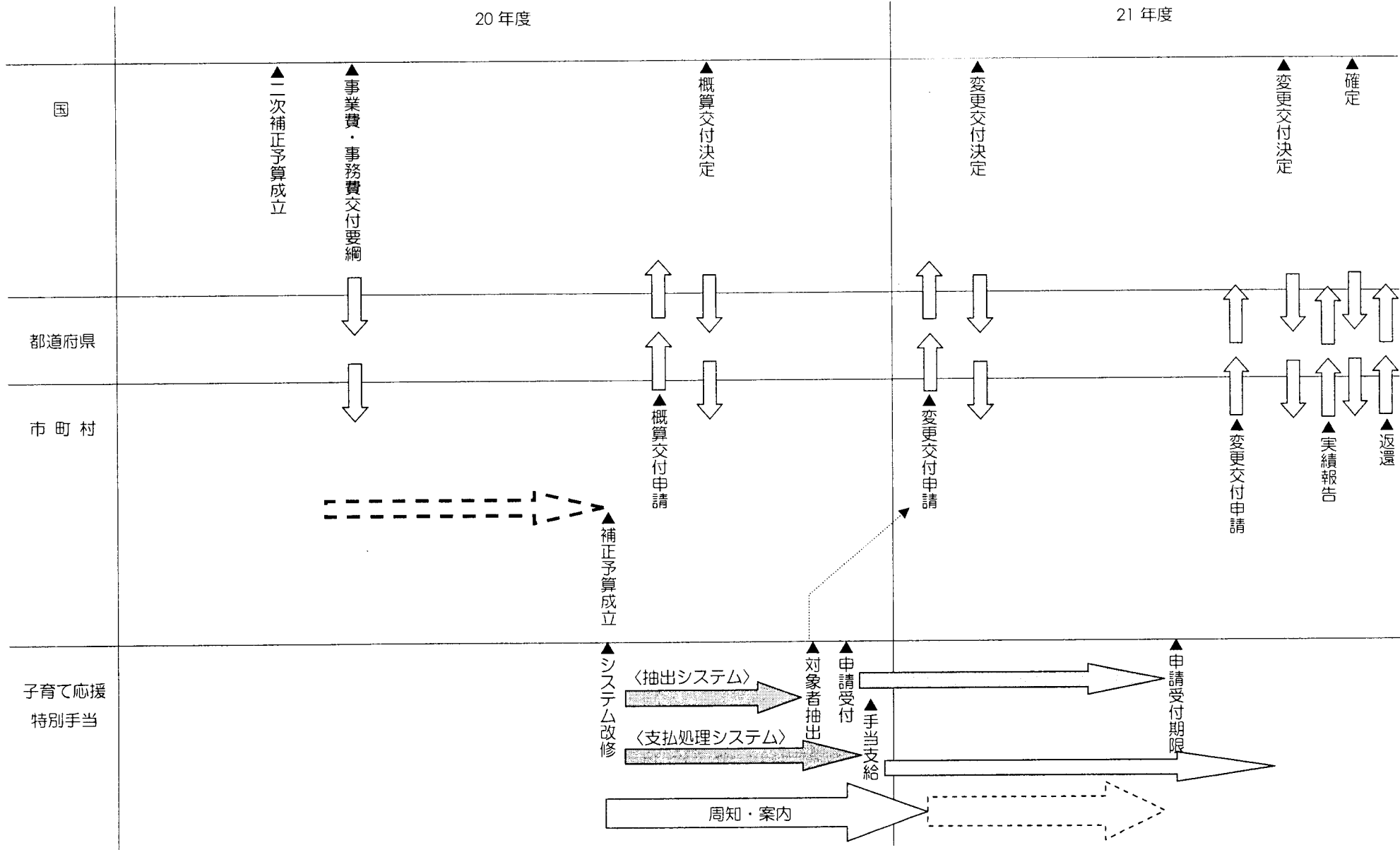
平成21年1月8日現在版



※ 今後、事務処理の詳細を検討することにより、変更がありうる。

20年度補正予算が成立した場合の
子育て応援特別手当に係る資金の流れ〈イメージ〉

議題①子育て応援特別手当について
資料5



子育て応援特別手当 申請書

【イメージ】

市区町村受付印

市区町村長 殿

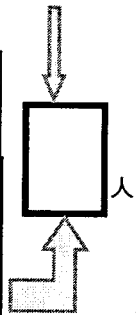
世帯主

(ふりがな) 氏 名		生 年 月 日	性別	住 所		
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()		
受取方法	金融機関名	支 店 名	分類	口 座 番 号	口座名義(ふりがな)	
1 金融機関(ゆう ちょ銀行を除く) 2 ゆうちょ銀行 3 窓 口	銀行 金庫 信組 信連 農協 漁協 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座			
		支店コード				
ゆうちょ銀行を選択された場合には、 貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された 記号・番号をお書きください			記号(左詰めでお書きください。)	番号(右詰めでお書きください。)		

太枠内の
児童のうち
生年月日
が□の範囲
内にある児
童の数

世帯に属する児童(生年月日が□の範囲内にある児童について年齢の高い順にお書きください。)

	氏 名	続柄	生 年 月 日	同居・別居 の別	住所(世帯主と別居の場合にお書きください)
1人目			平成 . .	同・別	
2人目			平成 . .	同・別	
3人目			平成 . .	同・別	
4人目			平成 . .	同・別	
5人目			平成 . .	同・別	
6人目			平成 . .	同・別	



イ 平成2年4月2日生～平成17年4月1日生

ロ 平成14年4月2日生～平成17年4月1日生

- ① 子育て応援特別手当の受領等に関して、受給資格の有無及び所得状況等について公簿で確認することに同意します。
- ② 公簿等で確認ができない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ 同居の事実又は扶養、監護を行っているなど同居と同等と認められる事実がなかったことが判明した場合には、子育て応援特別手当の返還に応じます。
- ④ 当該申請に係る世帯主の所得が○市子育て応援特別手当支給事業実施要綱第○条に定める所得を超えていたことが判明した場合には子育て応援特別手当の返還に応じます。

上記の事項に同意の上、子育て応援特別手当を申請します。

平成 年 月 日

申請者氏名 ㊟

* 記名押印に代えて署名することができます。

代 理 人	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	性別	住 所
		明治 大正 昭和 平成	男・女	電話 ()

上記の者を代理人と認め、子育て応援特別手当の申請を委任します。

平成 年 月 日

世帯主氏名 ㊟

* 記名押印に代えて署名することができます。

子育て応援特別手当事業に係る予算積算の考え方

議題①子育て応援特別手当について
資料7

子育て応援特別手当について、市町村が補正予算に計上する場合の目安として、積算方法等を整理した
もの。

【積算方法】

1. 支給対象見込児童数

$$\text{支給対象見込児童数 (A)} = \frac{\text{19年度児童手当支給状況報告 市町村支給対象児童数 } \text{〇〇〇人}}{\text{1,180.8万人 [11,808,091人] 19年度児童手当支給状況報告 全国支給対象児童数}} \times \frac{\text{子育て応援特別手当 全国支給対象見込児童数 } \text{171.2万人 [1,711,961人]} \times \text{[安全率] } \text{1.2}}$$

*児童手当の実績割合に、公務員分や所得制限分を勘案した安全率を乗じて算出。

2. 子育て応援特別手当給付費見込額

$$\text{給付費見込額 (B)} = \text{支給対象見込児童数 (A)} \times \text{[手当単価] } \text{36,000円}$$

3. 子育て応援特別手当事務費見込額

$$\text{事務費見込額 (C)} = \text{給付費見込額 (B)} \times \text{[事務費割合] } \text{5\%}$$

*二次補正予算案に計上した事務費の割合をもとに算出。

子育て応援特別手当についての
各地方自治体からのご照会は、
下記までお願いします

電話 03-5253-1111（代表）

内線 7943、7945

メールアドレス

kosodateouen@mhlw.go.jp

参考資料

定額給付金事務説明会

平成20年11月28日

平成20年11月28日(金)
10:00～12:00
全国都市会館 2階大ホールB

議事次第

1. 開 会
2. 挨拶 総務省大臣官房総括審議官 岡崎 浩巳
3. 説 明 総務省定額給付金室長 満田 誉
・「定額給付金事業の概要(たたき台)」
4. 質疑応答
5. 閉 会

資 料

- この資料は、地方公共団体から意見を伺うために、参考として作成した「たたき台」です。
- 内容の詳細については、今後、意見をお聞きしながら詰めてまいります。

定額給付金事業の概要 (たたき台)

1 施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

2 事業の実施主体と経費の負担

- 実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ）とする。
- 事業の実施に要する経費（給付費の総額及び給付に係る事務費）について、国が補助を行う（10/10）。
- （ただし、事務費について、人件費の本給及び備品購入費は対象外）

3 給付対象者及び受給権者

- 給付対象者は、基準日において、以下の①②の要件のいずれかに該当する者とする。
- 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主とする。
- 基準日は、全国で統一的に定める。（平成21年1月1日又は平成21年2月1日で検討中）

①住民基本台帳に記録されている者

②外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者
(対象とする外国人の具体的な範囲)

・具体的な対象の範囲は、今後さらに検討を行うが、概ねの考え方(案)は次のとおり。

- ・対象と考えられる者……永住外国人(特別永住者、永住者)、身分又は地位に基づき在留する外国人(日本人の配偶者等、定住者など)
- ・詳細な検討が必要な者…就労目的又は非就労目的で在留する外国人
- ・対象外と考えられる者…観光客等の短期滞在者、不法滞在者

<検討課題>

- 上記の対象の範囲の詰め(特に、「詳細な検討が必要な者」)

○所得の高い者の取扱いについては、所得を基準とする給付の差異を設けないことを基本とする(基本型)。

なお、所得が一定の基準額(基準額の下限は1800万円)以上の世帯構成者(世帯主及び世帯員をいう。以下同じ。)がいる場合について、希望する市町村は、当該世帯構成者に係る給付額を給付しないとすることができることとし、その場合の一般的な手続きは以下のとおりとする。

- ①給付の申請時に、次のことについて承諾を得た上で、給付を実施
 - (a)平成21年所得を確認するために、今後、世帯構成者の税情報を取得することがあること。
 - (b)確定した平成21年所得(世帯構成者ごと)が基準額以上となった場合、当該者に係る給付額を返還すること。
- ②平成21年の所得が確定した後(22年5月頃)、世帯構成者の平成21年所得について、税情報により確認
- ③②で平成21年所得が基準額以上であった世帯構成者について、当該世帯構成者分の給付金の返還を請求
 - ※1 ここでいう所得とは、収入から必要経費(給与所得者の場合には、給与所得控除後)を控除した後の金額とする。
 - ※2 返還された給付金については、返還に関連する事務費の一部に充てることができる。

○給付に当たり、市町村は、一定の考え方により、受給の辞退を呼びかけることができる。

4 給付額

○世帯構成者1人につき1万2千円(ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については、一人につき2万円)として算出される額

<検討課題>

- 課税や、生活保護の受給者資格の判定等における取扱い

5 定額給付金の申請及び給付

定額給付金の申請及び給付に係る事務の流れは、原則として以下のⅠ、Ⅱ、Ⅲの方式の組合せにより行うこととする。

なお、実施に当たっては、市町村窓口における事務負担軽減の観点から、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの順番で開始することを基本とし、特に、Ⅲの窓口現金受領方式については、多額の現金を市町村窓口において取り扱うことに伴う危険を避けるため、Ⅰ又はⅡによる振込みでの給付が困難な場合に限ることが望ましい。

【Ⅰ 郵送申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書に振込先口座もあわせて記入の上、市町村に郵送
- ③市町村が、送付された申請書の内容を確認し、給付を決定
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ④市町村が、指定された口座に給付金を振込

<検討課題>

- 本人及び口座の確認の方法
(例1) 申請書の送付に当たって、本人確認書類及び預金通帳等の写しの提出を求めることにより確認
(例2) 振込先口座を、水道料等の引落しや児童手当等の払込みで使用している口座に限定し、関係部局における情報と照合することにより確認
※例2は、申請書提出にあわせて本人の同意を得ることが前提
- 交付決定、振込予定日の通知を行う場合の簡略な方法(Ⅱも同様)

【Ⅱ 窓口申請方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、給付金の申請及び振込先口座届出を内容とする申請書を、市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
(必要に応じ、受給権者に交付決定及び振込予定日を通知)
- ③市町村が、指定された口座に給付金を振込

【Ⅲ 窓口現金受領方式】

- ①市町村が、定額給付金の申請書を受給権者あて郵送
- ②受給権者は、申請書を市町村窓口に出向いて提出し、定額給付金の給付を申請。市町村窓口においては、写真付きの公的身分証明書(住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート、外国人登録証明書等)等により本人確認を実施した後申請書等を受理
- ③市町村が、本人確認の上、給付を決定
- ④市町村が、窓口において現金により給付

<検討課題>

- 郵送又は窓口申請のいずれも困難な者への対応
- 基準日から申請開始日までに転出した者の取扱い
(参考) 地域振興券の場合、転出時に未受領であることの証明書を転出元の団体が交付した上で、当該証明書に基づき転入先団体において受領
- 永住外国人(特別永住者、永住者)以外の外国人を給付対象とする場合の申請方式の取扱い

6 給付開始日

- 給付開始日は、市町村において決定する。(年度内の給付開始を目指すものとする。)
- 定額給付金の申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月以内又は6か月以内(検討中)とする。

7 市町村における経理処理

- 事業費及び事務費については、市町村において、適当な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理する。
- 事業費については、事業終了後、実際に給付した給付額(上記3により給付の辞退があった場合、これを含まない。)に基づき、国費の精算を行う。

(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー (イメージ)

第1期 定額給付金給付リストの作成

- 市町村の住民基本台帳システム及び外国人登録システムの改修を実施。
- 「定額給付金給付リスト」の作成。

(イメージ)

氏名	続柄等	住所	年齢	給付金額
千代田太郎	世帯主	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田花子	妻	千代田区霞が関2-1-2	38	12,000円
千代田尚子	子	千代田区霞が関2-1-2	2	20,000円
千代田太郎世帯計		千代田区霞が関2-1-2		44,000円

第2期 各世帯主へ申請書等を郵送し、申請書等を受理

- 「定額給付金リスト」を元に申請書(請求書)、口座届出書等(以下「申請書等」という。)を世帯主に郵送。
- 申請書等を市町村に世帯主が提出。
- 世帯主の本人確認を実施後、申請書等を受理し「定額給付金リスト」で消し込み。

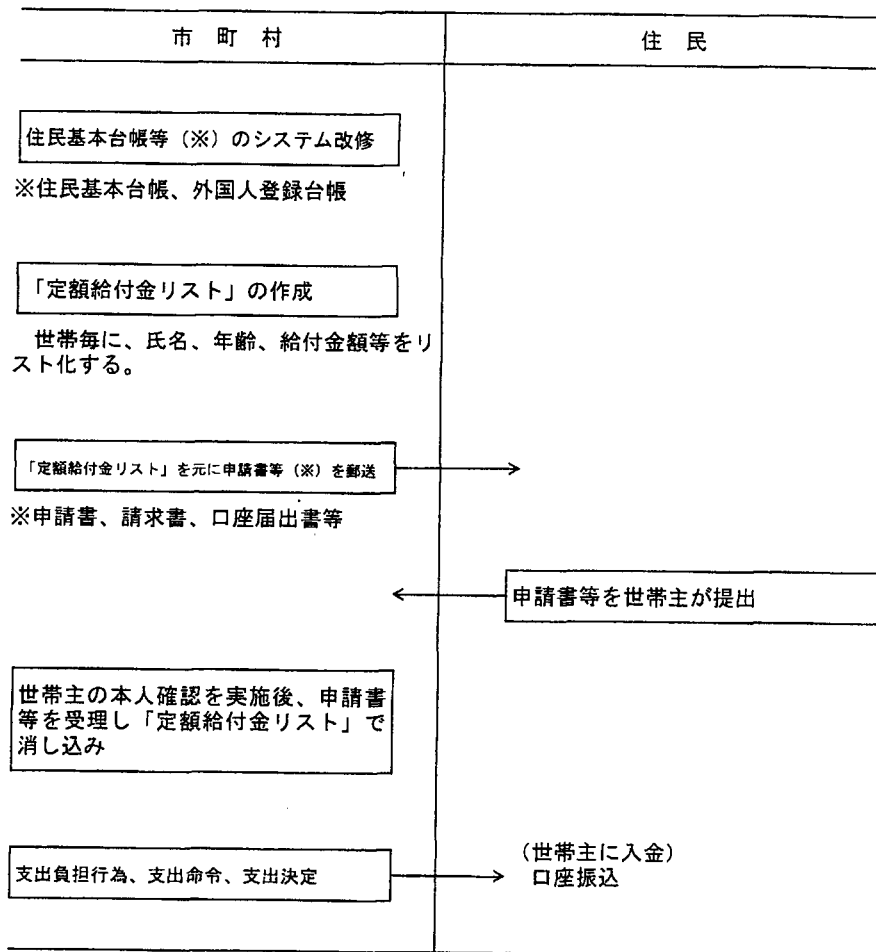
第3期 会計手続き

- 申請書等を元に支出負担行為、支出命令、支出決定。
- 世帯主口座に入金。

(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

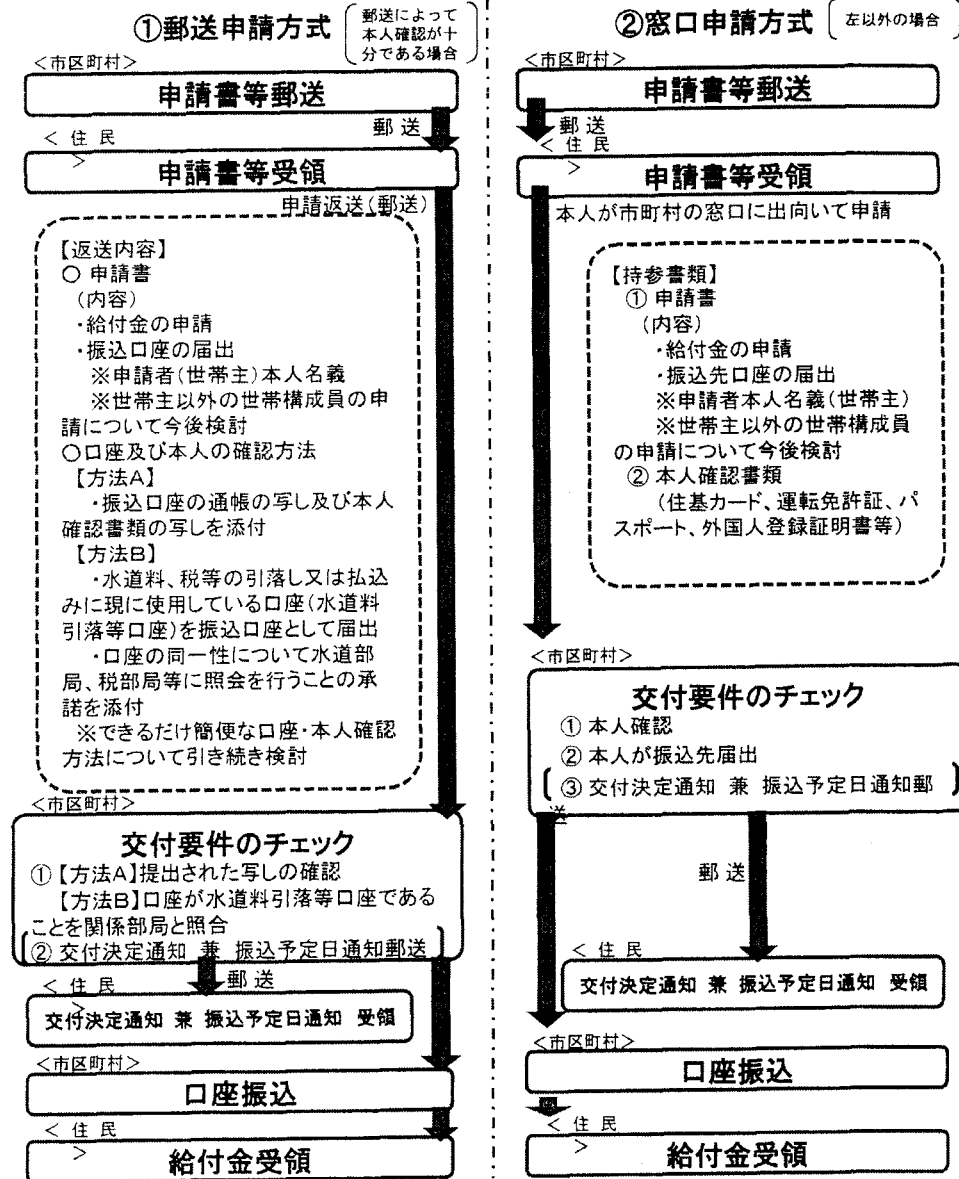
(未定稿)

定額給付金の給付までの市町村事務フロー図 (イメージ)



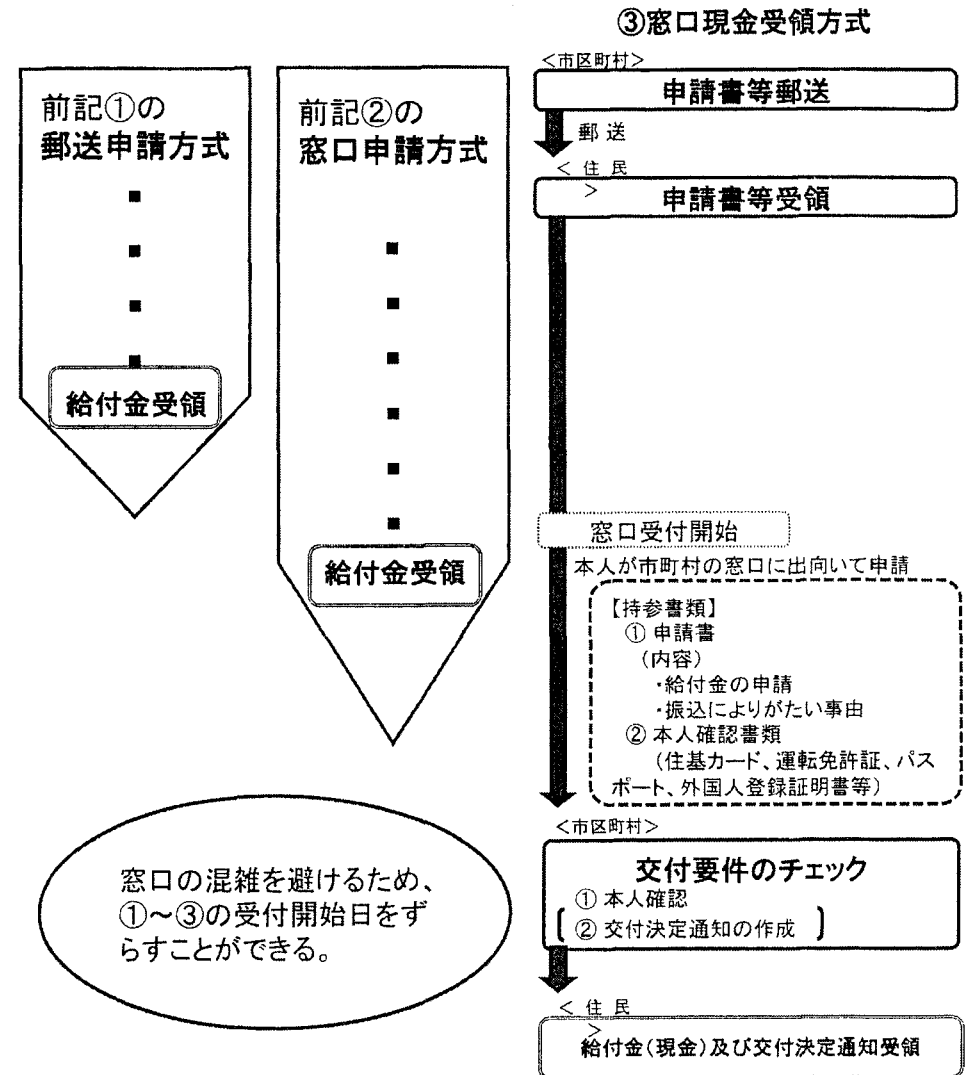
(注) 1 現段階のイメージであり、今後、変更があり得る。
 2 所得の高い方についても制限をせずに給付を行うことを前提に作成。

定額給付金の申請・給付事務フロー(案)



定額給付金の申請・給付事務フロー(案) つづき

○ 3つの手法の順次開始方式



事務連絡
平成20年11月21日

各都道府県定額給付金担当課 }
各指定都市定額給付金担当課 } 御中

総務省自治行政局定額給付金室

定額給付金の給付をよそおった振り込み詐欺等の
犯罪防止広報のお願いについて

現在、総務省においては、「定額給付金の給付をよそおった振り込み詐欺等の犯罪防止」のため、当省ホームページ及び広報誌において広報を行っております。

つきましては、貴団体におかれましてもこうした趣旨を御理解いただき、広報誌等既存の広報媒体の活用等による広報に御協力ください。

都道府県におかれましては管内の市区町村に対してもこの趣旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

なお、当省ホームページへのリンクはフリーとなっております。また、別添1の資料（総務省広報誌2008年12月号背表紙）についても、出典を明らかにしていただければ使用していただいて結構ですので、適宜ご活用ください。

また、本日付で警察庁生活安全局生活安全企画課より別添2の通達が発出されていますので、警察当局とも十分に連携を図るよう、お願いいたします。

お問合せ先

総務省定額給付金室 広報事務担当

TEL: 03-5253-5111 伊藤補佐 (内 6524)

藪井主査 (内 6677)



定額給付金の給付を よそおった 「振り込み詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。

総務省

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆様へのご連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため、「定額給付金」に関して

- 市区町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対ありません。
- 現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆様の世界構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対ありません。

●ご自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

<別添2>

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察の長

原議保存期間1年未満
(平成21年12月31日まで)

警察庁丁生企発第478号
平成20年11月21日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

定額給付金の給付をかたった振り込み詐欺等に関する広報啓発について
みだしの件については、本日、総務省から別添の事務連絡により、都道府県や市町村
に対して協力要請がなされたところである。

各都道府県警察にあつては、当面、下記について、幅広く各種媒体、機会を活用して、
管内住民に対して広報啓発を行われたい。

なお、これら広報啓発活動の実施に当たっては、都道府県及び市町村等と密接に連携
すること。

記

- 定額給付金については、現在、申請手続きを含め、給付手続きは始まっていないこ
と。
- 総務省や市町村が、定額給付金の給付のために生年月日や家族構成、口座番号等を
電話や手紙等で照会することはないこと。
- 定額給付金の給付等をかたった不審な電話があった場合には、最寄りの警察署や市
町村等へ連絡すること。
- 手続きが始まった場合には、総務省及び市町村等から広報がなされる予定であるこ
と。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課

藤森警部

警電：800-3053

P-WAN：P0800003GW@p-wan.npa

住民登録は正しく行われていますか？

○住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、
世帯主との続柄などが記録され、国民健康保
険、国民年金、児童手当など各種行政サービ
スの基礎となっています。

○お住まいの市区町村で、行政サービスを確
実に受けられるようにするために、引っ越し
などにより住所を移した方は、速やかに住民
登録の届出を行って下さい。

○また、現住所で住民登録をしていない方や
登録が抹消されたままの方は、正しい住民登
録が必要となります。

○家庭内暴力等の被害者の方は、お申出に
よって、新たな住所地でも住民基本台帳の閲
覧等を制限できます。

○詳しくは、お住まいの市区町村に、御相談
下さい。

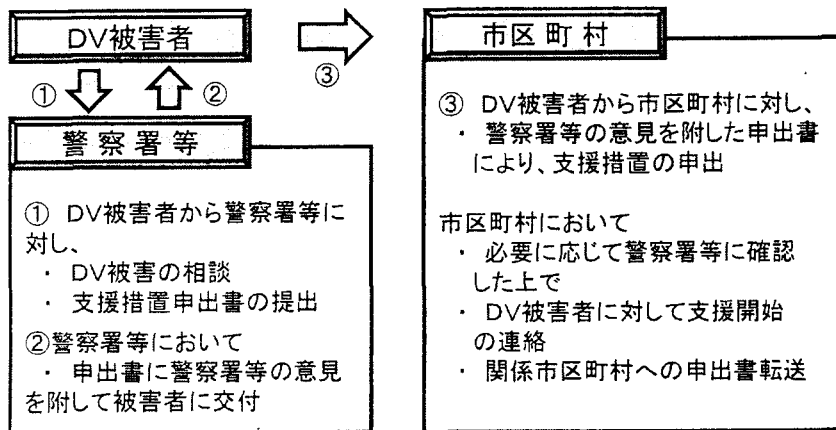
家庭内暴力(DV)の被害者の方を保護するため、
住民基本台帳の閲覧等は制限できます。

○DV被害者の方については、警察署等に相談を行った上で、お住まいの市区町村に対して支援措置の実施を申し出ることにより、加害者である配偶者等による住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとされています。

○転出先で住民登録を行ったとしても、市区町村に支援措置の実施を申し出ることにより、転出先の住所等が加害者である配偶者等に明らかになることはありません。

○支援措置を受けるための手続の流れは、以下のようになりますが、詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。

支援措置を受けるための手続の流れ(例)



※ 警察署等：警察、配偶者暴力相談支援センター等
※ 事前に警察署等への相談を行っている場合は、①・②は不要

Ⅱ. 今後の少子化対策等について (内閣府)

(別冊)

Ⅲ. 安心こども基金（仮称）について

安心こども基金（仮称）の概要

（平成20年度第2次補正予算案）
100,000百万円

（厚労省：95,867百万円、文科省：4,133百万円）

1. 趣 旨

都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

2. 事業概要

国から交付された交付金を財源に、各都道府県において基金を造成し、平成20年度～平成22年度までの間、次の事業を実施する。

事業名		概要
保育所等整備事業	①保育所等緊急整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・集中重点期間として、平成22年度末までに保育所の緊急整備の前倒し実施を可能とする。その際、待機児童が多く財政力が乏しい市町村の保育所の新設等において、追加的財政措置を行う。 ・都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料等の補助を実施する。
	②放課後児童クラブ設置促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修、倉庫設備の設置を行うための経費の補助を実施する。
	③認定こども園整備等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保連携型、幼稚園型、保育所型の施設整備、幼稚園型、保育所型の事業費補助を実施する。（認定こども園整備事業、認定こども園事業費）
家庭的保育改修等事業		<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育（保育ママ）事業を推進するため、その実施場所にかかる改修費用等の補助を実施する。（家庭的保育改修事業・家庭的保育者研修）
保育の質の向上のための研修事業等		<ul style="list-style-type: none"> ・保育の質の向上のために全国の保育士を対象に研修を実施する。

3. 配分方法等

（1）配分方法

児童数や待機児童数等により、各都道府県の配分額を算定し配分する。

（2）都道府県から市町村への配分方法

市町村に対する配分については、地域の実情に応じて各都道府県が管内市町村と協議を行い各々決定する。

安心こども基金(仮称)事業一覧

項目	事業内容	補助率				
		国	県	市	法人	
1. 保育所等整備事業	(1)保育所等緊急整備事業 ア. 保育所緊急整備事業 保育所(公立を除く)の施設整備費の補助を実施する。また、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における保育所の新設等について、追加的財政措置を行う。	1 / 2	2 / 3	-	1 / 4	1 / 4
	イ. 賃貸物件による保育所整備事業 都市部を中心として、賃貸物件による保育所本園・分園の設置を促進するため、賃借料、改修費等の補助を実施する。 ※公立保育所を除く	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4	
	ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業 子育て支援のための拠点施設の施設整備費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-	
	(2)放課後児童クラブ設置促進事業 小学校内等において教材等の保管場所として使用されている空き教室等を、放課後児童クラブを実施するために必要な建物改修、倉庫設備の設置のための経費の補助を実施する。	1 / 3	1 / 3	1 / 3		
	(3)認定こども園整備等事業 ア. 認定こども園整備事業 認定こども園の施設整備費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	-	1 / 4	1 / 4	
	イ. 認定こども園事業費 認定こども園の事業費の補助を実施する。 ※ 学校法人及び社会福祉法人等が対象	1 / 2	1 / 4	1 / 4	-	
2. 家庭的保育改修等事業	(1)家庭的保育改修事業 家庭的保育事業の実施場所に係る改修費の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	-	
	(2)家庭的保育者研修事業 家庭的保育者の研修を実施するための費用の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	1 / 4	-
3. 保育の質の向上のための研修事業等	保育の質の向上のため、保育所等の保育士(現在、保育所等に勤務していない保育士を含む。)を対象に実施する研修費用及びアクションプログラム実践のための事業の補助を実施する。	1 / 2	-	1 / 2	1 / 4	-

※ 2及び3の補助率欄の()書きは、都道府県が実施する場合

〇〇（都道府）県安心こども基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 （待機児童の解消を目指し、）保育所の計画的な整備等を実施するとともに、認定こども園等の新たな保育需要に対応するなど、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、〇〇（都道府）県安心こども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける子育て支援対策臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が行う保育所等整備事業、家庭的保育改修等事業、保育の質の向上のための研修事業等その他事業の円滑な運用を図るための事務の財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

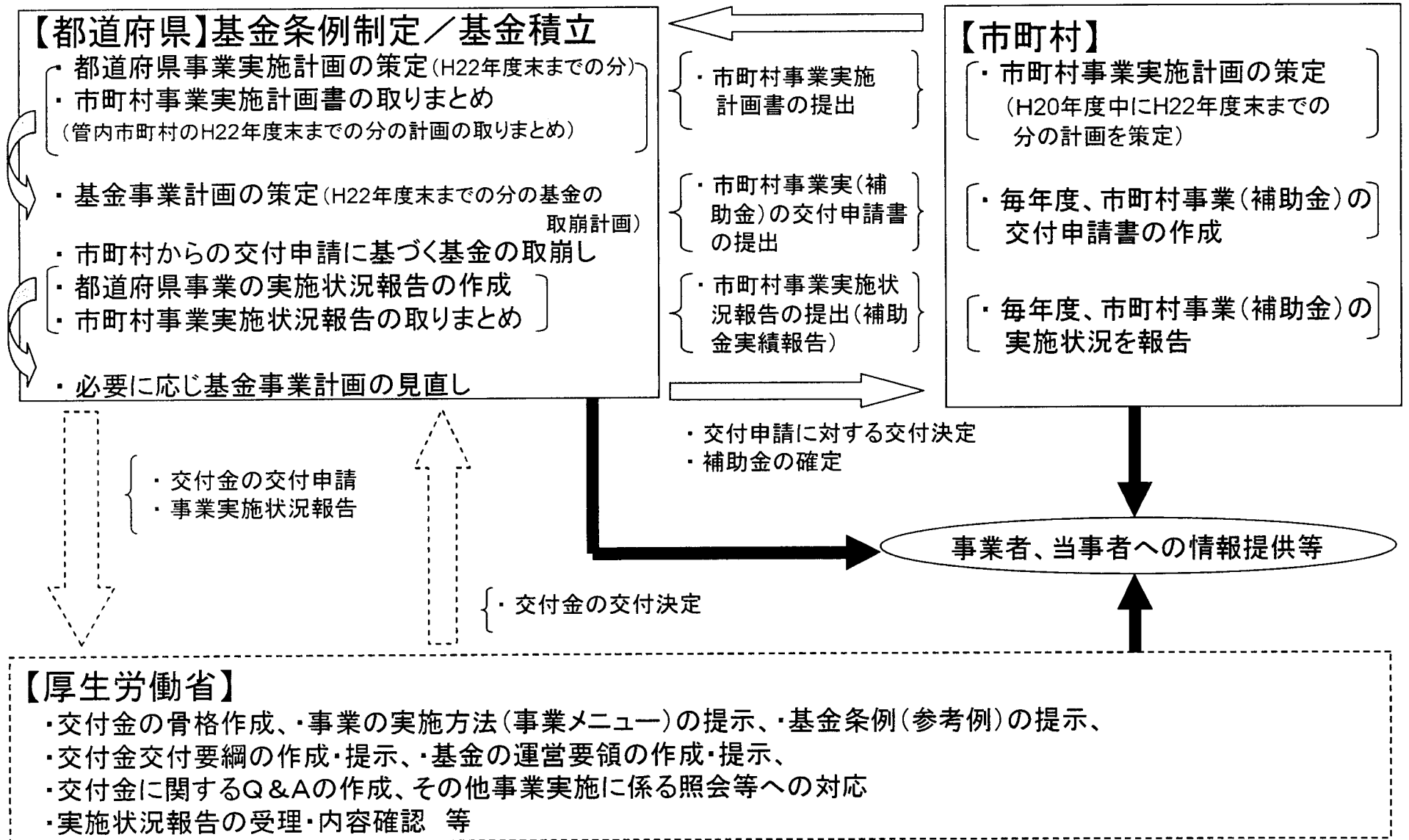
1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

安心こども基金(仮称)の実施に係る事務の流れ(案)

(予算項目:子育て支援対策臨時特例交付金)



都道府県及び市町村が策定する事業実施計画

※1 都道府県及び市町村は、平成20年度内に事業実施計画を策定

※2 市町村は策定した事業実施計画を平成20年度内に都道府県に対して報告

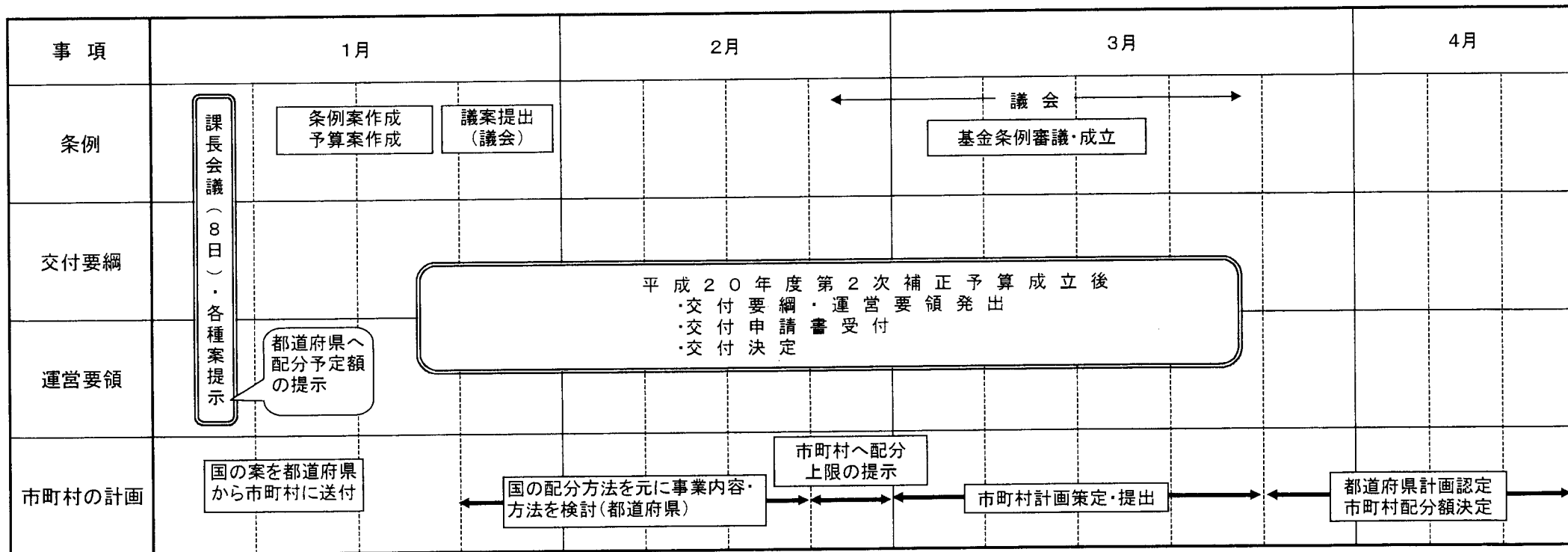
事業名	20年度	21年度	22年度	計
1. 保育所等整備事業				
(1) 保育所等緊急整備事業				
ア. 保育所緊急整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 賃貸物件による保育所整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
ウ. 子育て支援のための拠点施設整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 放課後児童クラブ設置促進事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(3) 認定こども園整備等事業				
ア. 認定こども園整備事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
イ. 認定こども園事業費	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
2. 家庭的保育改修等事業				
(1) 家庭的保育改修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(2) 家庭的保育者研修事業	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
3. 保育の質の向上のための研修事業等	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
4. その他(都道府県事務費)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

都道府県が策定する基金事業計画

- ※1 都道府県は、都道府県の事業実施計画及び管内市町村から報告された市町村事業実施計画に基づき、平成20年度中に基金事業計画を策定
- ※2 都道府県は、前年度の実施状況報告及び当該年度の交付申請等を勘案し、必要に応じて基金事業計画を変更

事業名	20年度	21年度	22年度	計
(都道府県事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
(市町村事業分)	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円
計	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円	〇〇千円

安心こども基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

20文科第 号
厚生労働省発雇児第 号
平成20年00月00日

各 都道府県知事 殿

文部科学事務次官

厚生労働事務次官

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

(案)

別 紙

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）交付要綱

(通則)

- 1 子育て支援対策臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応、及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うことを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成21年 月 日20文科初第 号・雇児発第 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）から（5）により算定された額の合計額とする。
 - (1) 保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）

保育所等整備事業分（認定こども園整備等事業（文部科学省関係）を除く）にかかる交付額は、次のアからオにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 544 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における0\sim 5歳の児童と6歳の半分の和}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における0\sim 5歳の児童と6歳の半分の和}}$$

$$\text{イ} \quad 136 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}{\text{全都道府県の平成20年4月1日現在における待機児童数}}$$

$$\text{ウ} \quad 50 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}{\text{全都道府県の平成17年国勢調査報告における18歳以下の児童数}}$$

$$\text{エ} \quad 10,436 \text{ 百万円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

オ 厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 認定こども園整備等事業（文部科学省関係）分

認定こども園整備等事業（文部科学省関係）にかかる交付額は、次により算定された額の合計額（ただし、4,000万円を下回る場合は4,000万円）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$3,737,887 \text{ 千円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}{\text{全都道府県の平成19年4月1日現在における認定こども園設置見込み数}}$$

(3) 家庭的保育改修等事業分

家庭的保育改修等事業にかかる交付額は、次のア及びイにより算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$\text{ア} \quad 48 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

$$\text{イ} \quad 2 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年度家庭的保育者数}}{\text{全都道府県の平成19年度家庭的保育者数}} \\ \text{(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)} \\ \text{(地方単独事業については平成20年4月1日現在数)}$$

(4) 保育の質の向上のための研修事業等分

保育の質の向上のための研修事業等にかかる交付額は、次により算定された額の合計額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

$$50 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}{\text{全都道府県の平成19年10月1日現在における登録保育士数}}$$

(5) その他事業（都道府県事務費）分

その他事業（都道府県事務費）にかかる交付額は、厚生労働大臣が必要と認めた額と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付金の概算払)

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成21年 月 日までに文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成21年4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を文部科学大臣及び厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇

殿

厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書(別紙1)
- 3 基金造成事業計画書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算(見込)書抄本
 - (2) その他参考となる書類

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して 少ない方の額) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))					
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)					
(3) 家庭的保育改修等事業					
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分					
(5) その他事業 (都道府県事務費)					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備 考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

文部科学大臣 〇〇 〇〇
殿
厚生労働大臣 〇〇 〇〇

都道府県知事 〇〇 〇〇 印

平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 基金造成経費精算書(別紙1)
- 3 基金造成事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 条例
 - (2) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (3) その他参考となる書類

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比 較して少ない 方の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引過(△) 不足額 (G-E) 円
(1) 保育所等整備事業 (認定こども園整備等事業 (文部科学省関係を除く))								
(2) 認定こども園整備等事業 (文部科学省関係)								
(3) 家庭的保育改修等事業								
(4) 保育の質の向上のための 研修事業等分								
(5) その他事業 (都道府県事務費)								
合 計								

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)調書

(都道府県名)

平成20年度 文部科学省・厚生労働省所管

国		都道府県							備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	歳入			歳出					
		科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	交付金相当額 円	支出済額 円		交付金相当額 円
(項) 初等中等教育等振興費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										
(項) 保育所運営費										
(目) 子育て支援対策臨時特例交付金										

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

IV. 妊婦健診の公費負担の拡充について

妊婦健康診査の現状について

根 拠

母子保健法第13条(抄)

市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

※受診することが望ましい健診回数(平成8年11月20日付け児発第934号局長通知)

- ① 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで :4週間に1回
 - ② 妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで :2週間に1回
 - ③ 妊娠36週(第10月)以降分娩まで :1週間に1回
- (※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度と考えられる)

健診費用の公費負担の経緯

- ①昭和44年度～ 都道府県が委託した医療機関において、低所得世帯の妊婦を対象に、公費(国1/3、県2/3)による健康診査(妊娠前期及び後期各1回)を開始。
- ②昭和49年度～ すべての妊婦について、妊娠前期及び後期各1回、都道府県が委託した医療機関において健康診査を実施。
(国庫負担率1/3、県2/3)
- ③平成 9年度～ 実施主体が都道府県から市町村へ。
- ④平成10年度～ 妊婦健康診査費用(2回)を一般財源化(地方交付税措置)。
- ⑤平成19年度～ 地方交付税措置による公費負担回数の拡充(2回→5回)

公費負担の現状

- ・ 公費負担回数の全国平均 5.5回 (平成20年4月) [平成19年8月時点 2.8回]
- ・ 妊婦健診の受診勧奨に向けた取組の推進や経済的負担を軽減するための更なる公費負担の充実が図られるよう、自治体に促しているところ。

(案)

妊婦健康診査臨時特例交付金（仮称）の概要

1 目的

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦もみられ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっているところである。

このため、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

2 交付金の規模

平成20年度二次補正予算（案）額 790億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づいて交付する。

なお、交付金は補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 交付金事業の実施

交付金は、平成20年度中に都道府県に基金を造成することとし、この基金を活用して、平成22年度末まで支出することができるものとする。

なお、平成22年度末に残余財産が生じた場合は、国庫に納付する。

※ 基金を造成する場合は、各都道府県において年度内に基金にかかる条例等の制定を行う。

5 交付対象事業

母子保健法第13条に基づき、市町村が委託する病院・診療所又は助産所において実施する妊婦の健康診査について、交付の対象とする（別紙参照）。

6 交付額

別に定める算定方法に基づき、各都道府県に配分する。各都道府県は、管内市町村から妊婦健診に係る実施計画を審査の上、その費用に対して交付する。

7 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

※ 市町村には、地方交付税が措置される予定

妊婦健康診査臨時特例交付金(仮称)の配分方法について

1 予算額 790億円(予定)

2 予算額の配分

- (1) 国は、都道府県に対し、平成18年度の妊娠届数を基礎として交付金を配分する。
- (2) 都道府県は、管内市町村の妊婦健診の実施計画に基づき、市町村が設定する実施回数及び妊婦1人当たりの費用をもとに受診者数に応じて交付する。

3 算定方法

(1) 国から都道府県

(9回分の単価)

@ 63,000円 × 18年度妊娠届出数(都道府県ごとに)

※額の変更があり得る。

× 2年2月分 × 1/2 = 交付額

(2) 都道府県から市町村

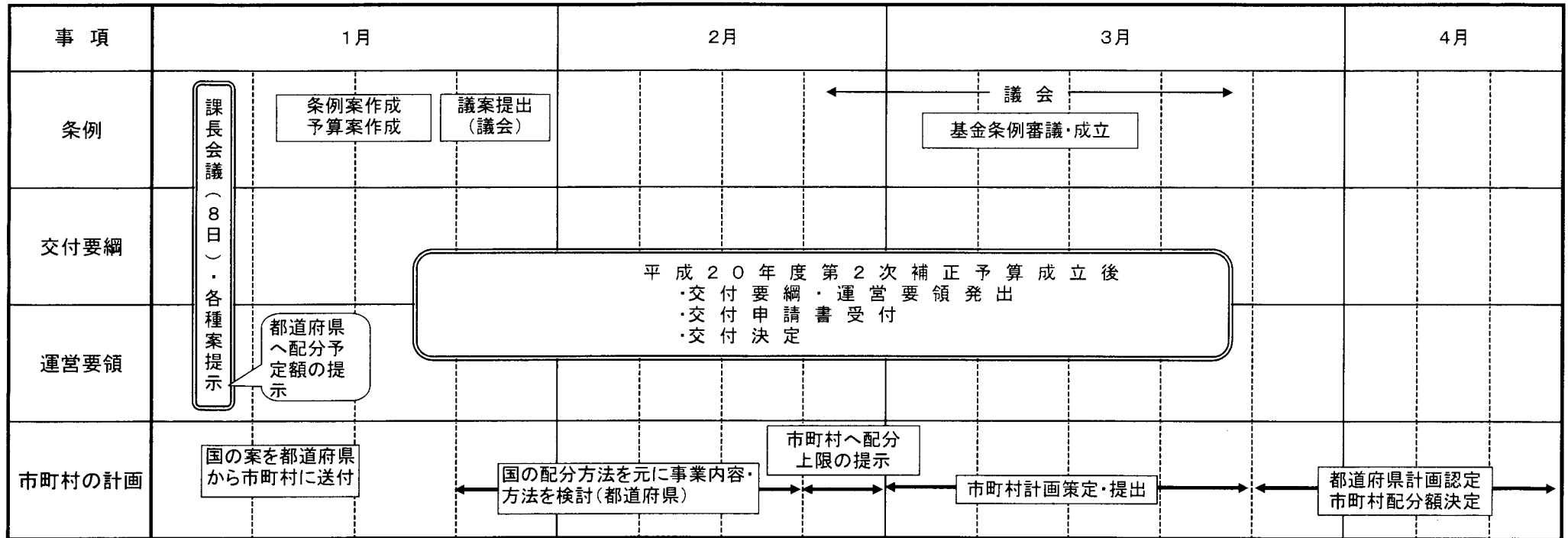
(市町村が設定する回数分の単価)

@ 〇〇〇円 × 受診者数(市町村ごとに)

× 必要月数 × 1/2 = 交付額

※ 実際の交付額は、別に定める交付要綱により算定される額

妊婦健康診査支援基金（仮称）のスケジュール（1月～3月）＜イメージ＞



(案)

〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金条例（参考例）

（設置の目的）

第一条 市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るため、〇〇（都道府）県妊婦健康診査支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、〇〇（都道府）県が交付を受ける妊婦健康診査臨時特例交付金の額とする。（注）

（注）その他以下のような案も考えられる。

案1 基金の額は、△△円とする。

案2 基金の額は、予算で定める額とする。

案3 基金の額は、予算で定める額の範囲内で都道府県知事が定める額とする。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金のその他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益の処理）

第四条 基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、〇〇（都道府）県又は市町村が妊婦健康診査事業を実施するための事業及び本事業の円滑な運用を図るためための財源に充てる限り、これを処分することができる。

（委任）

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成二十三年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

(案)

厚生労働省発雇児第 号

平成 年 月 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）について

標記の交付金の交付については、別紙「平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成21年 月 日から適用することとされたので通知する。

(案)

別紙

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）交付要綱

(通則)

- 1 妊婦健康診査臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この交付金は、妊婦健康診査を通して、妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、都道府県に設置する基金の造成に必要な経費を交付することにより、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この交付金は、平成〇〇年〇月〇日 発児第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「妊婦健康診査臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づいて、都道府県が行う基金の造成（以下「事業」という。）に必要な経費を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次の（1）及び（2）により算定された額の合計額（ただし、円未満は切捨てるものとする。）と運営要領に定める別添の1の事業を実施するための基金の造成に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、この場合において算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- （1）妊婦健康診査事業 63,000円（予定）×18年度の妊娠届出数
- （2）厚生労働大臣が必要と認めた額

(交付金の概算払)

- 5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - （1）事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

い。

- (3) 事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 事業に係る経理と他の経理は区別しなければならない。
- (5) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 基金は善良な管理者の注意をもって管理し、2の目的に反して、基金を取り崩し、処分及び担保に供してはならない。
- (7) 都道府県は、毎年度基金事業に係る経理の精算終了後、別に定めるところにより、事業実施報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- (8) 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を厚生労働大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。
- (9) 基金の解散後においても、助成事業者からの返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、平成〇〇〇〇年〇月〇日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 8 この交付金の事業実績報告は、基金設置後速やかに（6の（2）に掲げる条件により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は平成〇〇年〇月〇日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(交付金の返還)

- 9 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 10 特別の事情により4、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙様式 1)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成 20 年度妊婦健康診査臨時特例交付金 (妊婦健康診査支援基金)
の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 基金造成経費所要額調書 (別紙 1)
- 3 基金造成事業計画書 (別紙 2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出予算 (見込) 書抄本
 - (2) その他参考となる書類

別紙 1

基金造成経費所要額調書

区分	基金造成に要する 経費の支出予定額 (A) 円	寄付金その他の収 入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された 合計額 (D) 円	交付金所要額 (CとDを比較して少 ない方の額) 円
妊婦健康診査事業					
合 計					

基金造成事業計画書

基金の保有区分	保管予定額	備考
	(円)	
合計額		

- (注) 1 基金の保有区分は、保有形態別に記載すること。
2 備考欄は、基金の保有形態別に造成予定年月日、年利率等を記載すること。

(別紙様式2)

第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金（妊婦健康診査支援基金）
の事業実績報告について

標記について、関係書類を添えて次のとおり報告する。

- | | | | |
|---|-------------------|---|---|
| 1 | 交付精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 基金造成経費精算書（別紙1） | | |
| 3 | 基金造成事業実施状況調書（別紙2） | | |
| 4 | 添付書類 | | |
| | (1) 条例 | | |
| | (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本 | | |
| | (3) その他参考となる書類 | | |

別紙 1

基金造成経費精算書

区分	基金造成に要 する経費の実 支出額 (A) 円	寄付金その他 の収入額 (B) 円	差引額 (A-B) (C) 円	算出された合 計額 (D) 円	交付所要額 (CとDを比較 して少ない方 の額) (E) 円	交付決定額 (F) 円	交付金受入額 (G) 円	差引交付額 (F-E) 円
妊婦健康診査事業								
合 計								

基金造成事業実施状況調書

基金の 保有区分	造成年月日	保管額	年利率	備 考
		円		
合計額				

(別紙様式3)

平成20年度妊婦健康診査臨時特例交付金(妊婦健康診査支援基金) 調書

平成20年度 厚生労働省所管

国			都 道 府 県								備考			
歳出予算科目	交付決定額	交付率	歳入				歳出							
			科目	予算現額	収済額	入額	科目	予算現額	うち交付相当額	支済額		出額	うち交付相当額	
(項) 母子保健衛生 対策費														
(目) 妊婦健康診査 臨時特例交付金														

(記入要領)

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は目の細分まで)を記載すること。
- 2 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

V. 21年度雇用均等・児童家庭局の 予算案について

平成21年度 雇用均等・児童家庭局 予算案の概要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月)、「新しい少子化対策について」(平成18年6月)に基づく施策の着実な推進を図るとともに、平成19年12月に決定された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」(集中重点期間平成20～22年度)、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域の子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 3 テレワークの普及促進

○予算案額の状況

	20年度予算額	21年度予算案額	伸び率
局 合 計	9,627億円	9,815億円	2.0%
一般会計	9,038億円	9,105億円	0.7%
特別会計	589億円	711億円	20.5%
年金特別会計			
児童手当勘定	458億円	560億円	
うち児童育成事業費	458億円	560億円	22.4%
労働保険特別会計	132億円	151億円	13.8%
労災勘定	8億円	8億円	△5.2%
雇用勘定	124億円	143億円	15.1%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域の子育て支援の推進

《686, 825百万円→687, 738百万円》

- (1)すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 55, 122百万円
○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実 38, 800百万円
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金))

様々な子育て支援事業について、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた目標の達成に向けた着実な推進を図るとともに、地域力を活用した子育て支援に従事する者の養成、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かり等への対応のためのモデル事業の実施等、地域の子育て支援の推進を図る。

【対象となる主な事業】

・次世代育成支援の人材養成事業（新規）

地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーターの養成及び地域子育て支援拠点事業や一時預かりなど地域で行われる子育て支援事業に参画する者を養成する。

・ファミリー・サポート・センター事業（拡充）

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うとともに、新たに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応のためのモデル事業を行う。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

「子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」の機能強化を図るため、コーディネーターの研修やネットワーク構成員の専門性強化を図るための取組を支援する。

○地域における子育て支援拠点の拡充

10,193百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、多様な子育て支援活動の実施や関係機関とのネットワーク化を図り、子育て家庭へのきめ細かな支援を行う機能の拡充を図る。

○一時預かり事業の拡充

197百万円

実施主体を多様な運営主体に拡大し、多様な場における地域密着の一時預かりを推進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

122百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2) 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

356,864百万円

○待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大

347,465百万円

・民間保育所運営費

待機児童解消を目指し、民間保育所における受入れ児童数の増を図るとともに、第3子日以降の保育料を無料とする。

また、保育所の経営の安定化を図るために定員区分の細分化を行うこととする。

○多様な保育サービスの提供

55,111百万円

家庭的保育事業(保育ママ)や一時預かり事業の拡充、地域の保育資源(事業所内保育施設等)の活用など保育サービスの提供手段の多様化を図る。また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。

【1,000億円(文部科学省分を含む。)】

(3) 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(4) 児童手当国庫負担金

252,300百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《84,871百万円→92,624百万円》

(1) 虐待を受けた子ども等への支援の強化

87,720百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や養育支援訪問事業の全国展開及び「子どもを守る地域ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図る。（次世代育成支援対策交付金（38,800百万円）の内数）

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための保護者指導や一時保護所における教員等の配置を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

82,221百万円

・家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

家庭的な環境における養護を一層推進するため、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の推進、里親支援体制の充実や児童養護施設等における小規模ケアの推進を行うとともに、幼稚園費の創設、教育費の拡充や乳児院における被虐待児個別対応職員の配置など入所している子どもへの支援の充実を図る。

・施設退所児童等への支援の充実

施設を退所した子ども等の就業・生活支援を充実するため、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を推進するほか、相談支援及び意見交換・情報交換等の自助グループ活動支援を行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○社会的養護体制等の推進のための施設整備

5,033百万円

（次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金））

児童養護施設の小規模化や一時保護施設の環境改善等の整備を推進する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4,904百万円

婦人相談所が配偶者からの暴力被害者を一時保護委託するための経費の充実を図るとともに、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図るほか、人身取引被害者や外国人の配偶者からの暴力被害者支援のための通訳者を養成するなど支援体制の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《170,627百万円→174,306百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

7,804百万円

○自立のための就業支援等の推進

2,744百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費等事業や母子自立支援プログラム策定事業の推進など支援措置の充実を図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。 【1.3億円】

修業期間の最後の1/3の期間(上限12か月)

→ 修業期間の後半1/2の期間(上限18か月)

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

166,502百万円

母子家庭や寡婦の自立を促進するため、児童扶養手当の支給や、技能取得等に必要資金の貸付を行う母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。

4 母子保健医療の充実

《18,434百万円→19,301百万円》

(1) 不妊治療への支援等

4,620百万円

○不妊治療等への支援

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成するなどの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

○妊産婦ケアセンター(仮称)への支援(新規)

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金)46億円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,386百万円

小児期における小児がんなどの特定の疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように、現在、地方財政措置されていない9回分について、平成22年度までの間、必要な財源を確保し、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

【790億円】

(参考)

平成20年度第2次補正予算案において、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

【651億円】

◇ 仕事と家庭の両立の支援

仕事と家庭の両立支援

《7,864百万円→9,984百万円》

(1)育児・介護休業制度の拡充

4,560百万円

育児・介護休業法の見直しを検討し、育児期の短時間勤務や男性の育児休業取得促進など、継続就労しながら育児・介護ができる環境を整備する。また、期間雇用者の育児休業の取得促進のための事業を実施する。

(参考)

平成20年度補正予算案において、育児休業・短時間勤務制度の利用を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人日及び2人日について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人日まで拡大するとともに、2人日以降の支給額を増額（育児休業：60万円→80万円等）する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担する中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる（助成率：2分の1→4分の3、限度額：30万円→40万円（1人当たり）、360万円→480万円（1事業主当たり））。 **【制度要求】**

(2) 事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放 4,603百万円

事業所内保育施設を設置、運営する事業主に対する助成措置について、助成期間を延長（5年→10年）するとともに従業員以外の地域の利用者への地域開放を進めることにより、事業所内保育施設の設置促進を図る。

(3) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 784百万円

次世代育成支援対策推進センターにおいて、中小企業における行動計画の策定、届出を促進するため、講習会、巡回指導を実施する等、相談援助機能を強化する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《919百万円→853百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 499百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 329百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 起業準備段階及び起業後間もない時期の女性に対する起業支援

25百万円

起業に向け取り組む女性に対する情報技術を用いて行う学習（eラーニングサービス）の提供や、起業が軌道にのった先輩起業家が女性起業家に助言を行うメンター紹介サービス事業の実施等により起業を支援する。

2 パートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

《1,393百万円→1,690百万円》

パートタイム労働法における均衡待遇の確保と正社員転換を推進するため、専門家の配置等による相談、援助等事業主支援を実施する。また、短時間正社員制度について、業界ごとの導入モデルの開発、普及等により、その導入促進、定着を図る。

さらに、短時間労働者に対する正社員との均衡待遇等を考慮した制度を導入する中小企業に対して助成（60万円等）する。

3 テレワークの普及促進

《74百万円→64百万円》

在宅での就業形態による発注者とのトラブル等に対する相談援助等を実施する。

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案)

(雇用均等・児童家庭局所管分)

○介護従事者の処遇改善と人材確保等

1. 3億円

母子家庭の母の介護福祉士・看護師等の資格取得支援

1. 3億円

母子家庭の母の自立促進のために、介護福祉士・看護師等の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給期間の延長を行う。

〔 修業期間の最後の1 / 3の期間 (上限12か月)
→ 修業期間の後半1 / 2の期間 (上限18か月) 〕

○出産・子育て支援の拡充

2, 441億円

1 子育て支援サービスの緊急整備

1, 000億円

子どもを安心して育てることができるよう「新待機児童ゼロ作戦」の前倒し実施を図り、平成22年度までの集中重点期間において15万人分の保育所や認定こども園の整備を推進することなどを目的として都道府県に「安心こども基金(仮称)」を創設する。(文部科学省分を含む。)

2 子育て応援特別手当の支給

651億円

平成20年度の緊急措置として、幼児教育期(小学校就学前3年間)の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の子育て応援特別手当を支給する。

3 安心・安全な出産の確保(妊婦健診公費負担の拡充)

790億円

妊婦が健診の費用の心配をせず、必要な回数(14回程度)を受けられるように平成22年度までの間、地方財政措置されていない9回分について、市町村における妊婦健診の公費負担の拡充を図る。

4 中小企業の子育て支援促進

制度要求

育児休業・短時間勤務制度の取得を促進するため、育児休業取得者又は短時間勤務制度の利用者が初めて出た場合に、1人日及び2人日について支給対象としている中小企業事業主に対する助成金の支給対象範囲を5人日まで拡大するとともに、2人日以降の支給額を増額(育児休業:60万円→80万円等)する。

また、労働者が利用した育児サービス費用を負担するための中小企業事業主に対する助成金について、助成率・助成限度額を引き上げる(助成率:2分の1→4分の3、限度額:30万円→40万円(1人当たり)、360万円→480万円(1事業主当たり))。(制度要求)

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

21年度予算案額 1兆3,922億円（20年度予算額 1兆3,452億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子ども・子育て応援プラン」等に基づく施策の着実な推進を図るとともに、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、「新待機児童ゼロ作戦」、「5つの安心プラン」の一つである「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」等を踏まえた少子化対策を総合的に推進する。

1. 地域の子育て支援の推進

6,877億円

- すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の充実 551億円
 - ・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実、次世代育成支援のための人材養成（新規）、ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児、緊急時の預かり等多様なニーズへの対応（拡充）、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進
- 新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 3,569億円
 - ・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、第3子目以降の保育料の無料化、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供
- 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 235億円
 - ・「放課後子どもプラン」の着実な推進
 - ・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援
- 児童手当国庫負担金 2,523億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

926億円

- 虐待を受けた子ども等への支援の強化 877億円
 - ・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進

1,743億円

- 母子家庭等の総合的な自立支援の推進 78億円
 - ・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進
- 自立を促進するための経済的支援 1,665億円

4. 母子保健医療の充実

193億円

- 不妊治療への支援等 46億円
 - ・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援
 - ・妊産婦ケアセンター（仮称）への支援（新規）
- 小児の慢性疾患等への支援 144億円
 - ・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減

79億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金の充実等により、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立の支援

100億円

・育児・介護休業制度の拡充や事業所内保育施設に対する支援の充実と地域開放等

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

26億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働法に基づく正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

VI. 緊急サポートネットワーク事業及びファミリー・サポート・センター事業について

ファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児預かり等の実施について

1 趣旨

地域における病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり、早朝・夜間の緊急時の預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）を促進するため、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児の預かり等を行うモデル事業を実施し、「緊急サポートネットワーク事業」は廃止することとした。

しかしながら、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児預かり等を来年度から実施することが困難な地域においては、事業が地域へと円滑に移行されるよう、暫定措置として、国の委託事業（「病児・緊急預かり対応基盤整備事業」）を実施することとする。（別紙参照）

病児・病後児の預かり等については、今後、地域において実施していくという方針の下、国の事業として暫定的に実施する「病児・緊急預かり対応基盤整備事業（仮称）」の委託先団体とも連携のうえ、各市町村における事業の実施について積極的な検討をお願いしたい。

2 病児・緊急対応強化モデル事業（案）

（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

【次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）】

（1）事業内容等

ファミリー・サポート・センター等において、次の体制を整備し、病児・病後児の預かり等を実施した場合にポイントを配分する。（具体的な要件等については別途連絡する予定。）

なお、ファミリー・サポート・センターを設置していない市町村が、「病児・緊急対応強化モデル事業」のみを実施する場合においてもポイント配分の対象とする。

① 医療機関との連携

事業の実施に関して、保健医療面での指導・助言を随時受けられるよう、医療アドバイザー（仮称）の選定や緊急時に子ど

もを受け入れてもらう医療機関をあらかじめ選定するなど、地域の医療機関との連携体制を整備する。

② 提供会員への講習の充実

病児・病後児の預かり等に対応するため、提供会員に対して一定の項目、時間等を満たした講習会を実施する。

③ コーディネート体制の強化

病児・病後児の預かり等、早朝・夜間等にも依頼の受付が必要である場合に対応できるよう、従来の受付時間外の対応ができるように体制を整備する。

(例)・センター開所時間の延長

- ・携帯電話による時間外対応
- ・転送電話による時間外対応 等

(2) 交付方法

上記(1)の①～③の取組を全て行った場合にポイント配分する。なお、病児・病後児の預かりの延利用人数(年間見込)が一定数を超える場合は、別途ポイントを加算する。

※1 従来のファミリー・サポート・センター事業のポイントについては変更の予定なし。

※2 ファミリー・サポート・センター事業は、近隣の市町村との合同実施も可能。

3 参考

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)(案)

【国の委託事業】※平成22年度までの時限実施

(1) 事業内容等

将来のファミリー・サポート・センター事業における病児・病後児の預かりや緊急時の預かりの実施を目指し、各地域においてサービス提供者の育成・ニーズの把握及び病児・緊急預かり等を行うなど、病児・緊急預かりを地域において円滑に実施するための基盤整備を国の委託事業として暫定的に行う。

① ニーズの把握

病児・緊急預かり等のニーズ及びサービス提供者の把握などを行う。

② 周知・広報

病児・緊急預かり等を実施する趣旨・必要性を自治体、企業、市民に周知し事業の拡大を図る。

③ 関係機関との連携強化

病児・緊急預かり等を実施するに当たって連携が必要な医療機関、病児保育施設等との連携を図り、事業の円滑な実施のための情報交換、検討を行う。

④ サービス提供者の確保及び研修

看護師、保育士等の有資格者や深夜宿泊等の変則的な時間において対応が可能な者を確保し、必要な知識、技術を付与する研修を実施する。

⑤ 病児・緊急預かり等の実施

病児・緊急預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者の間の連絡調整等を行う。

(2) 委託先 民間団体（企画競争により選定）

(3) その他

ファミリー・サポート・センター事業との調整については別途連絡する予定。

ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートネットワーク事業の再編について

現 行

平成21年度予算案

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
20年度予算額 375億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎(健康な子どもを想定)

緊急サポートネットワーク事業

【委託事業】実施主体:国
20年度予算額 541,576千円

<活動内容>
・病児・病後児の預かり及び送迎等

廃止

ファミリー・サポート・センター事業

【次世代育成支援対策交付金】
21年度予算案 388億円の内数

実施主体:市町村

<活動内容>
・子どもの預かり・送迎

病児・緊急対応強化モデル事業

・病児・病後児の預かり及び送迎等

病児・緊急預かり対応基盤整備事業(仮称)

【委託事業】実施主体:国
21年度予算案 383,600千円

病児・病後児の預かり等を地域で円滑に実施する移行措置として、
・地域のサービス提供者の育成、ニーズ把握及び病児・病後児の預かり及び送迎等に取り組む。

※ 平成22年度までの時限措置